

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、朝日振興センター長の欠席届がございました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初に一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたしますのでよろしくをお願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

8番、目黒道人君の一般質問を許可します。

8番、目黒道人君。

[8番 目黒道人君 登壇]

○8番（目黒道人君） 8番、目黒道人です。

おはようございます。

それでは、通告に基づきまして私の一般質問を開始いたします。

四つありまして、一つ、町のPRについて。質問の内容ですが、只見ユネスコエコパークは只見町をPRするうえで大変有効なキーワードであるが、取扱いが慎重なため、効果が十分発揮されていないように感じています。活用に向けた町長の考えを伺います。また、今年度の交流人口の拡大に向けた施策についても伺いたいと思います。

2番目、エコツーリズム事業について。素晴らしい自然体験を提供できる環境にありながら、ガイドインストラクターと農家民泊の受け入れ先が不足していると感じています。エコツーリズム事業の受け入れ先の充実に向けた今後の取り組みについて伺います。

3番目、事業の進捗状況について。コミュニティEMの開局事業及び鉄道資料館の建設事業について、これらの事業は実効性に疑問があります。現在の進捗状況と町長の考えを伺います。

四つ目、役場庁舎の暫定移転について。これは現在の進捗状況を伺います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

[町長 菅家三雄君 登壇]

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

8番、目黒道人議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、町の観光PRについてであります。目黒議員のご質問にございますとおり、只見ユネスコエコパークは町をPRするうえで大きな宣伝効果があるものと考えております。しかしながら、ユネスコエコパークブランドと商品とを直接的に結びつけた商品利用については文部科学省から制限されていることから、取扱いが慎重で効果が十分発揮されていないと感じられているものと思われまます。引き続き、有効な活用方法について検討してまいります。なお、それ以外の利用については特段制限はありませんので、只見ユネスコエコパークブランドを利用して、自然・歴史・文化などをしっかりと発信してまいりたいと考えております。また、今年度の交流人口拡大に向けた施策については、本町の豊かな自然環境を生かした旅行村キャンプ場を中心としたアウトドア観光の取組みや、スポーツ交流施設の新たな整備による亀岡地区と深沢温泉季の郷湯ら里を中心とした都市との交流拡大、森林の分校ふざわとブナ林へのツアー誘致などの取組みによる交流拡大を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、2番のエコツーリズム事業についてであります。本町の農家民泊の登録農家軒数は40軒であり、平成28年の受入れは県外の小・中学校生徒を中心に656名の受入実績となっております。受入れ先農家については、これまで登録農家の推進を図ってきておりますが、農家の高齢化や学校側の実施時期が農家の繁忙期と重なるなどの理由から現状維持に務めているところが実情です。エコツーリズムの今後の取組みにあたっては、ユネス

コエコパーク只見の環境を生かし、四季を通じた受入れを検討し事業推進を図ってまいります。

次に、事業の進捗状況についてであります。コミュニティFMの開局事業につきましては、先に鈴木好行議員にお答えいたしましたとおり、平成23年の豪雨災害を受け、災害時の情報伝達の有効なツールとしての役割のほか、開局の効果事例として挙げられております。ラジオを通じた地域コミュニティの再生や地域活性化が期待されるところでございます。今後はこれらの点を良く精査のうえ取りまとめまして、議員の皆様方へご説明申し上げながら、ご意見等をいただきながら検討を重ねてまいります。また、鉄道資料館の建設事業につきましては、只見町の歴史とともに歩んでまいりましたJR只見線を上下分離による豪雨災害からの復旧・復興にあわせて地域のシンボルとして誘客等に活用するための施設整備を検討した次第であります。しかしながら、復旧に向けた上下分離の方針は出ましたが、決定には至っていないことやJR只見駅周辺の土地の管理がどこになるかなど未確定な部分が多く、さらに多額の整備費用を伴いますので、今後の動向を見ながら検討しなければならないものと考えております。つきましては、議員の皆様へもこれからの経過等をご報告申し上げながら、慎重に検討を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、役場庁舎の暫定移転についてであります。先に目黒仁也議員にお答えいたしましたとおり、役場本庁舎裏の新庁舎及び旧只見中学校を活用した分散型での実施を検討しております。現在の進捗状況ですが、旧只見中学校の活用に向けた改修を行うため、現在1階の一部を使用しております只見町森林組合と移転の交渉を行ってまいりましたが、移転先として以前の教育委員会事務所を使用することで協議が整いましたので、使用開始に向けた修繕のため、6月会議に補正予算をお願いしております。今後は只見町森林組合の移転後に旧只見中学校の改修に着手したい考えでございます。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） それでは、再質問いたします。

ユネスコエコパークなんですけれども、登録から3年が、ちょうどこの6月で丸3年が経過したところ。それなんですけれども、一応、文部科学省のガイドラインによると、商用利用は制限されているということです。ただ一方で、ちょうど同じ時期に世界遺産に登録された富岡製糸場。あちらの様子見ますと、もう、すでにもう、これは誰の目にもあきらか

な観光地になっております。3年経った今でも、平日でも1,000人を超える観光客が訪れていると。これ、富岡製事業のサイトを見ますと、今日は何人でしたというのが出てまして、平日だと大体千人から千数百人、休日になりますと三千人を超える来場者がいらっしやるようです。これはかなりですね、地域の経済にも相当なインパクトを与えるというふうに思います。まあ、エコパークと世界遺産ですから、それぞれ箔が違うのかなというのも思いますけども、我々只見町もエコパーク登録にあたっては、やっぱり多少なりとも、交流人口増という部分の効果に期待あって登録に向けて尽力されたんだと思っています。それでその、商用利用が制限されているという部分が、その取扱いがですね、どうしても慎重になりがちだということで、またはその活用方法が具体的にちょっとよくわからないというのが住民の皆さんも思っているところなんじゃないかなと思ってまして、ちょっとお聞きしたいんですが、具体的にどのような表現であれば商用利用とみなされてしまうのでしょうか。ちょっと例を挙げてお答えいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 目黒道人議員のご質問にお答えをいたします。

いわゆる商品とエコパークブランドを合わせた表示については、商用利用ということになります。例えば、只見エコパークまんじゅうということだと、商品とエコパークブランドを繋げた形でのものになるんですけども、只見ユネスコエコパークの地で作られたまんじゅうという形ですと、商品とそのものがくっついていないというか、そういうような利用であれば、ひとつ、商用の利用という形は可能なのかなというふうな理解をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、道人君。

○8番（目黒道人君） とてもわかりやすい説明ありがとうございました。ブランド商品名か否かということの区別がはっきりしていれば良いというお答えでしたので、これは今後、ちょっと活用の方法がもうちょっとあるのかなと思っています。是非、商工会ですとか、商工観光課の皆さんとか、是非、地元の事業者の皆さんにも、こういった切り口であれば使えますよというのをですね、是非まあ、周知して、是非活用いただきたいなと思ってます。

それからですね、ちょっと気になるのが、只見町の交流人口なんですけれども、登録から3年が経過したわけですが、先日あの、商工会総代会の時の資料をちょっと拝見しましたら、交流人口の数字が出てまして、平成23年度以降、着実に交流人口増えているわけなんです。しかも、26年以降はまたぐっと増えているような形になってまして、これはユ

ネスコエコパーク効果と呼べるものなのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 観光交流人口の入込数のお尋ねでございますが、26年から着実に増えているという数値でございますが、やはり、この只見の4名山を含めます、特に会津朝日岳が復旧後、再山開きを行ったということも含めまして、恵みの森であるとか、癒しの森、そういった自然体験、自然観光に向けた交流人口は増えている状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。

交流人口増えているというのは、これがエコパーであるかどうかは別としても、でもまあ、全体に増えるというのは良いことじゃないかなと思います。で、ここしばらくで気が付くのは、例えば雨の日であれば、観光協会の傘をさして歩いている人がいたり、今日みたいな晴れた日だと、観光協会のレンタサイクルに乗って町の中を走っていらっしゃる観光客の方を見かけます。この見かけるという頻度が最近、ちょっと増えているんじゃないのかなと実感しているところなんです。これはまあ、数値によるものとはってはないんですけども、街中でそういう人見かけるようになってきた。ここが一番大きなことなのかなと思ってます。で、その町PRしていくうえでも、なかなか観光客来てもらえないので、是非来てくださってというPRよりも、最近、只見は観光の方いらっしゃってるんですよ。是非来てくださると。この言い方ひとつでだいぶ変わってくるのかなと。まあ、行列のできない店にお客さんは行こうと思わないというところだと思うんですね。やはりそうやって人が来てますよというようなことも、嘘でもいいので、なんて言っちゃうと、本当ダメなんですけど、嘘ではないと思ってますので、この数字を見る限りは。是非、そういった切り口でも、自信を持ってということだと思います。これはもう、エコパークブランドの活用する一番のところは、我々住民のアイデンティティーとして、誇りを持って暮らすという、そこが評価されたわけでもありますし、我々住民にとって、もっと身近な存在で、できれば活用できる存在で、そういった利用を住民の皆さんにももうちょっとわかっていたいただきたいということなんです。で、住民の皆さんにわかっていたいただきたいの、もう一つありまして、憩いの森ことなんですけれども、あそこは本当、交流施設といいますか、キャンプ利用のお客様を迎える施設であるわけなんですけれども、町民の我々が利用しても、なかなか良い施設だなというのを最近ちょっと気が付きまして、ゴールデンウィークにちょっと友達が帰ってきたというのもあつ

て、旅行村に今晚泊まるから遊びに来いということで遊びに行ってみました。ゴールデンウィークだとさすがによそからのお客様もかなり多くなってまして、ご案内のとおり、今はもう、アウトドアブームということもありまして、テントですね、テントサイトにはいっぱいテントが立っていて、それぞれに食事をしたりとか、楽しんでいらっしゃる様子を見ますと、只見も意外と、憩いの森はなかなかこう、良いところなんだなって、ちょっと再確認したところなんです。ですので、意外と使っていないのは町民なのかなということにもちょっと気が付きまして、こんなに良いキャンプ場が身近なところにあると。もう歩いてすぐのところにあると。只見地区で言うともうそういうことになるわけですけども、まあ地元の皆さんにも是非、憩いの森を使っていたらいいなと、ちょっと考えました。しかも良いメリットがあるんですね。それは何かというと、自宅から近いキャンプ場なんですね。で、小さいお子さんがいると、なかなかキャンプって難しいんだと思いますけど、テントの中で寝るのが怖いとかですね、ぐずり始めたら、もう自宅に帰っちゃえばいいんです。すぐ近くなんで。そのぐらいの気持ちでキャンプを家族で楽しむと。そういった環境はなかなか得難いんじゃないのかなと。こんなに設備の良いキャンプ場があって、いざとなれば家にも帰れる。風呂に入ってからもう一回、寝にだけテントに戻るとか、こういったですね、自宅プラスキャンプ。こういった活用方法。または夜泊まるのはちょっと抵抗があるっていうのであれば、日中の昼間の間だけちょっとテント張って、バーベキューをやってお昼食べて、夕方ころにはテントをたたんで帰るなんていうデイキャンプ。こういったものもですね、ちょっと町民向けに提案してみてもどうかと考えたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 憩いの森キャンプ場の活用についてのご質問であったり、提案であるというふうに思います。旅行村のキャンプ場ではありますが、入込みの実績としてまずお話をさせていただきたいと思いますが、28年度、対前年比で10パーセント伸びて5,500人の利用がございました。その中にはあの、勿論、町民の方もいらっしゃるというふうに思いますが、具体的に町民利用というふうな分類で、今手元では承知をしてございません。しかしあの、この、今回、1900年代から再びのアウトドアブームにきております。町もこの旅行村キャンプ場を中心にした交流人口の拡大を狙って、今、大手のアウトドアブランドとの提携を検討しております。来週、実はあの、客観的に専門の目で、この旅行村キャンプ場でモニタリングキャンプというものを実施します。これはあの、大手の旅行会社J

T Bですとか、それからあの、アウトドアブランドのスノーピーク。それから実際に十日町、その他、全国でキャンプ場を運営されている方。そういった方が集まって、地域のアウトドア団体の方と一緒に、実際にキャンプをして、地域のフィールドを体験するというモニタリングキャンプを開催します。その中でも一番はやはり、地域の方に利用をしていただくことが重要であろうという視点。この視点に立って、このキャンプ場を、どう地域住民に親しんでもらうか。楽しんでもらうか。そういった点も含めまして、そういった取り組みをして、今後のアウトドア拠点整備に活かしていきたい。そこには地域の住民の方が多くの参加をいただいて、賑わいを持てるような、そんな施設にしていきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様方のご理解もいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今あの、憩いの森の住民の話ということなのですが、最近は何保育所の遠足で、親子して、あの利用をしていただいたり、あと学校のほうでも適時利用していただいております。それと一番多いのが、バーベキューハウスの利用ですか。ちょっと夕方集まって、そこで過ごして、という形で参加をいただいておりますが、尚あの、ご意見もありましたように、この後からもチラシ等入れながら、宣伝をして住民利用は図っていききたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 是非あの、なかなか、こう、貴重な経験が身近なところではあるというところですので、是非、住民の皆さんにも、世の中がアウトドアブームであるというものを体感していただくためにも是非使っていただいて、それが言ってみれば外向けの発信にも繋がってくるものじゃないかなと僕は信じてますので、是非、町民向けにもPRをしてみてもどうかと思っております。

それで、ちょっとここで、資料をちょっと、今回用意してますので、ちょっと資料の配付を許可いただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○8番（目黒道人君） 今、お手元に配ってます資料ですけども、これはですね、ネットのグーグル、検索サイトで、ユネスコエコパークという検索キーワードで検索した表示結果で

す。ところでですね、昨日のニュースなんですけど、まあ、ご覧になったと思いますけれども、群馬県の水戸市がユネスコエコパークに登録になったというニュースが入ってきました。これはですね、ちょっとまあ、嬉しい、仲間が増えたというところで、これ嬉しいんですけども、これによってですね、只見町は3年先輩という形になったわけですね。まあ、落語でいうと、真打の兄弟弟子ができたようなもので、もう兄弟弟子としてはですね、もういろいろなことを教えてあげなきゃならない立場になってきたわけなんです。それで、この検索結果、ちょっとご覧いただきたいんですけども、一番上にはニュースの話題のものが出てまして、その下、生物圏保存地域。これは文部科学省のユネスコエコパークの説明ですね。これが一番目にくるのは当然かなと思います。それで、その下、上から2番目につけてるのが、この南アルプスユネスコエコパークなんですね。この南アルプスユネスコエコパークは、只見町が3年前、登録になった時に、当時に登録になった地域になってます。で、それからですね、ちょっとページを下にもっと見てきますと、水戸のニュースがあり、それから志賀高原が出てきますね。それからm a b計画のサイトが出てきて、ここでまた水戸が出てきますが、これはおそらく、ニュースになったので、ちょっと上位のほうにランキングされたのではないかなと思ってます。で、ちょっとまたページめくっていただきまして、これは検索結果の2ページ目ということになるわけなんですけれども、ここからちょっと見ますと、上から三つ目、順番でいきますと12番目ぐらいにやっと只見地域がユネスコエコパークを推進する背景ということで、町のサイトとして出てきます。ということになってまして、その、今やっぱりいろいろな評価されるうえで、検索結果というのもひとつの評価指標になっていることはもう、もう否定のしようがない事実になっているんじゃないかなと思ってまして、ユネスコエコパークで引いたときに、只見は12番目に出ているというのが現状なんですね。それでちょっと2番目になってます南アルプスエコパークのサイト、ちょっとページめくっていただきますと、ちょっとプリントしたんですけども、これは南アルプスのユネスコエコパークのサイトはこんな感じになってます。左上にタイトルがあって、その横にメニューがあるんですけど、ここにですね、注目すべきは、観光情報っていうメニューがあるんですね。で、その中に、今、表示は観光情報のページなんですけど、登山であったり、温泉、観光施設。これ、ちょっと、1ページだけ切り出しましたので、この下にはもっともっというんなものがありまして、道の駅であったりとか、名産品であったりとか、お土産みたいなものも載ってるというところなんですね。で、これを見てですね、どうでしょうか。その次、一枚めく

っていただいて、これが今、わが町、只見ユネスコエコパークということなんですが、非常にこう、まあ、固い内容になってます。右下のほうに、ちょっと今展開してます伝承産品として、ちょっと紹介している程度になっているわけなんですけれども、まずこれを見てですね、どう感じていらっしゃるか。例えば南アルプスの様子を見て、ちょっと商用利用としてやりすぎではないかと感じるのか。また一方、只見のサイトを見ますと、湯ら里ってことも載ってないんですね。その辺見て、どうお感じになったのか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 今、目黒議員からのご質問でございます。只見町の公式ホームページに載っている只見ユネスコエコパークのものにつきましては、昨日のご質問でもありましたとおり、29年3月に開設をしたということで、充実感、南アルプスと比べますと、まだ充実感が足りないということをおっしゃっておるというふうに認識しております。たしかにホームページ見たうえで、まあ、楽しさであったり、引き付けるものというものは当然必要だろうということで、たしかに、今、確認をさせていただきましたところ、そこが充実感の中での差が出てののかなというふうに思いました。このあたりですね、よくよく、今後、充実させるよう検討していきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ちょっとひとつ踏まえたいんですけれども、ユネスコエコパークがですね、決してこれは観光PRのための登録であるとも思ってませんし、それが本旨でないことは十分理解しているつもりです。ただまあ、表現の方法といいますか、多少あの、やはりこう、町の、それがユネスコエコパークのPRであるということは一緒だと僕は感じてますので、もうちょっとこう、見る人にとって有益な情報というか、親しみやすい情報、サイトの作り方、こういったものも是非研究していただきたいと思います。それで、もう一度、ちょっと配りました資料のほうのですね、南アルプスのサイトのページ、ちょっとご覧いただきたいです。ちょっと注目していただきたいのはこの資料の左下にですね、小っちゃい字でちょっと書いてあって、ちょっと読みづらくてすみませんけれども、このサイトのURL、ドメインですね、ここを是非ちょっと注目していただきたいです。読みますと、<http://minami-alps-br.org/>以下ってことなんですが、対して只見町、次のページご覧になってください。<http://www.tadami.jp/>。この第1ドメインと呼ばれる部分ですけれども、これ何を表しているかといいますと、まあ、言って

みれば、建物で言えば看板のようなものなんです。南アルプスのほうはですね、ちゃんとした看板を立ててPRしていると。建物があって、看板があってという形です。かたや只見町はですね、役場があって、役場の課の看板として天井からぶらさがっているような位置づけだという感じだと思います。で、これはですね、まあ、どうってことないようにも感じるわけではあるんですけども、この検索エンジンはですね、このドメインがオリジナルの独自ドメインであるかどうかというのは、ランキングするうえで非常に重要な評価ポイントになってるわけなんです。まあ、言ってみれば、自社ビルをもっているか、雑居ビルをもっているかというぐらいの違いが、世間の評価としてあるわけですので、3月に立ちあがったばかりのサイトということではあります、今後、独自ドメインで、この南アルプスエコパークのような独自ドメインで運営される可能性というのは、是非していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） ちょっと技術的な関係まで、ちょっとあれなんですけども、今、おっしゃったご意見、もっともだなというふうにもお聞きしました。前向きな検討をしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） これは是非ですね、とてもその有効な方法ですので、世の中、多くの人は、大体、なんかあれば検索するというのがもう世の中の流れになってますので、この検索の上位にランキングされると。で、只見、今、2ページ目にあるって言ってますけれども、なかなか2ページ目まで検索するっていうのは、本当しないものです。1ページ目に出てきたもの、上から2段目ぐらいまでが大体まあ、リンクとして見ちゃうものですので、なんとかそういった上位にね、入れるような工夫をお願いしたいと思います。

ところでですね、4月の22・23日と東京の代々木公園で開催されましたアースデイ東京に只見ユネスコエコパークとして出店してきました。今回、これはですね、僕がどうしても出店したかったものですから、総合政策課の皆さんにはですね、かなり僕がわがままを言いまして、なんとか出店してきたといったものです。で、これはあの、昨年6月に僕がですね、一般質問で、PRに関して、もうちょっとコミュニティに遡求してはどうかと。柏市であつたりとか、それから日本橋のM I D E T T Eとか活用されるのは勿論いいんですけども、もっと世の中のこう、求めている人たちに直接、只見を提案してみるのも効果的じゃない

かということで一般質問した経緯がありまして、この4月に、アースデイ東京は4月に開催されるものですので、ちょっと、無理やり、ちょっと出ていただいたというところがあります。12万人のですね、来場者がありまして、それらのお客さんというのは、ナチュラルとか、オーガニック、サステナビリティといったキーワードに親しい皆様が12万人も来ていると。こういったですね、格好の場、只見町にとって格好の場がある。日本国内最大級の環境系イベントなんですね。で、併せてあの、只見線の写真もちょっと借りていきまして、只見線の写真展という形でも同時にPRしてきましたので、それによってやはりこう、注目された来場者の方も多くいらっしゃいまして、その中では環境系学科の学生さんという方も来られまして、総合政策課の中野君に付き合ってもらいましたので、彼が、非常にね、細かくですね、説明をして、また学生さんも熱心にメモをとるという光景も見てきました。で、是非、また来年もアースデイ東京に出店していただきたいなと思いますけれども、例えばですね、環境系大学、それからゼミへのアプローチですね。これはまあ、観光とはまたちょっと別な切り口での交流人口ということになると思いますけれども、こういったアプローチは今行っていらいやいますでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 総合政策課として、というよりも、ブナセンターとして、様々、そういうような大学との関係もありますので、PRといえますか、そういう関わりはあるというふうには思いますけれども、しっかりしたPRかということ、そこまでには至っていないのかもしれない。今、議員おっしゃったとおりですね、そのあたりへのPR、十分していかなければいけないかなというふうに今思いました。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） やはり学校での座学も勿論なんですけど、この只見のフィールドワークっていうのも彼らの、学生さんにとっては非常に貴重な学びの場になっていると思いますので、彼らのためにもですね、是非、積極的なPRを、アプローチをですね、またあの、ブナセンターにはそういったあの、和次郎さんであったりとか、その分野のスペシャリストもいらっしゃるわけですので、コネクションがまったくないということも、たぶん、ないんだと思いますので、是非あの、働きかけをしてみたいなと思いました。

次に、エコツーリズム事業についての、ちょっと、質問です。これまた、ちょっとまたイベントの話になっちゃうんですが、6月の3日・4日、また同じ東京、代々木公園でですね、

エコライフフェアというイベントありまして、こちらにですね、マトンケバブで出店してきました。で、ちょっとその、時間があつたものですから、ちょっと会場内を見てきましたらば、エコツーリズム協会というNPOの出店がありまして、それであの、いろいろ話を聞いたり、名刺交換もしてきてたりしてきました。で、こちらはですね、全国のエコツーリズムを実施している地域のPR行ったり、それからガイドの養成講座など、そういったものを主な事業としていらっしゃいます。で、只見に戻りまして、観光協会にちょっと、こういった話をしたらば、実は平成15年から3年ほど、電源流域の事業ではありましたが、ちょっと付き合いがあつたということでした。でまあ、当時はちょっと、それほど効果があつたかどうかは、ちょっとわからなかつたということだったんですけども、只見、エコパークになった今こそですね、こういったNPOとのお付き合いを通じて、連携してPRしていくといったことも考えられるのではないかなと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） エコツーリズムの取り組みへのご質問であります。これまでもあの、エコツーリズムという、その概念というのは、大変あの、統一された定義がなかなか難しいというふうにあの、捉えております。よって、以前、平成15年頃、観光協会でもエコツーリズムというキーワードで取り組んでいたものは、やはりあの、その当時からしてみれば、敷居が高いとか、学術的なもの、それからあの、それに取り組むためにはきちっと定義づけされたものをクリアしていかなければいけないということもあつて、それであの、一旦、引いた経緯はあるというふう聞いております。しかしあの、この平成26年のユネスコエコパークの登録にあたりまして、様々なこれまでの学術調査であつたり、それを活かすための素材。そういったものはできているのかなというふう考えておりますので、改めてこの只見の自然、歴史、文化。こういった地域固有の資源を活かしたエコツーリズムへの取り組みについても積極的にあの、前向きに検討していきたいというふう考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 是非あの、前向きな検討をお願いします。それでまあ、町にはあの、公認ガイドがいらっしゃるわけですけども、この公認ガイドの人数と、それからその中で、専業でこのガイドに従事されている方、いらっしゃるか、ちょっとお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 公認ガイドは20名おります。その中で、いわゆる専門、それ
まあ、専門の定義難しいですけども、それだけというのはいらっしゃいません。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 私はこのやっぱりですね、専門ガイドは必要じゃないかなと感じてい
ます。只見にはもう恵みの森はじめとしまして、観察の森など、すごくコースは充実してき
たんじゃないかなと思ってます。ただ、それに対して、案内できるガイドの方がいらっしゃ
らない、専門の方がいらっしゃらないと。公認ガイドいらっしゃいますけれども、専門の方
いらっしゃらない。専門でないということは、ガイドの方のご都合によっては、ガイドでき
ない場面が出てきてしまうんじゃないかなというのがすごく心配なところなんです。で、
しかも、ユネスコエコパークを標榜しながら、ガイド一人専門で、その彼の食い扶持にもな
らないというのは、ちょっと取り組みとしておかしいんじゃないのかなと。これだけの自然
体験を案内できて、それが、その人の仕事になっているというぐらいのことがですね、本当
はあってもいいんじゃないのかなと思ってますし、一人専門のガイドがいるということで、
観光協会も、本当だところ、観光客の斡旋も自信を持ってやれるようになるのではないかと、
ちょっと期待をするものです。ちょっとそこでなんですけれども、ちょっと提案としてです
が、地域おこし協力隊の制度をうまく活用してですね、今後、専門ガイドとして養成してみ
てはいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） このエコツーリズムにあたっての、もう専門として、プロと
して、それを生業として、そのガイドを育成するための地域おこし協力隊という提案。これ
もあの、ひとつあるのかなというふうには思っております。が、やはりあの、地域の人達に、
一方ではあの、この自然価値、歴史・文化の価値を確認していただいて、そしてその人達が
まず活用していくということもあの、大きな狙いのひとつであるというふうに考えておりま
す。目黒議員の提案も含めまして、エコツーリズムの推進、そしてガイドの育成を図るため
の検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。まあ、本当、地域の方から、こういったガイ
ド、なろうという方出られれば、勿論、それは一番良いことだと思います。ただまあ、そん
な人的な資産が非常にこう、最近ちょっと、乏しい状態にもなってますので、そういった場

面では地域おこし協力隊も有効ではないかなというお話でした。

それで、ちょっと先ほどの、

○議長（齋藤邦夫君） 3番、2番、静粛に願います。

○8番（目黒道人君） 農家民泊のことなんですけれども、今朝もですね、農家民泊、お子さんたちが来られてまして、活動している様子をちょっと見ながらこちらに参りました。まあ、やはりちょっとその受入数、少ないというところが非常に気になってます。で、答弁の中で、農家の繁忙期と重なるということがですね、ネガティブな要因として挙げられてますけれども、むしろ繁忙期であればこそ、農家民泊に来られた皆さんをですね、指導するという意味からも、その農作業にですね、一緒に取り組むといったことが可能なのではないかなと思います。今後、受入数増加に向けた対応について、今の考えをお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 農家民泊の取り組みを推進すべきだというご意見、まったくだというふうに思っております。先ほどあの、町長が答弁申し上げたように、昨年、656名の受入れをして、多くが一度只見に来ると、再度また只見の農家民泊へというリピーターも多くございます。よって、そういったリピーターを増やしつつ拡大を図っていくことは、只見町としても進めていくべきだというふうには考えておりますが、やはりあの、受け入れ農家、農家の育成というか、掘り起こし。これについてはあの、大変あの、難しい点がありまして、やはりどうしてもあの、これだけの人口減少と高齢化になってしまいますと、やはりあの、受け入れたくても、その労力に向ける、まあ、その時間がなかなかとれないということが現実にあります。またあの、農繁期でありますと、やはりどうしてもその時期に限って、また天候にも左右されます。その時期にやらなければならない農作業というのは必ず出てまいりますので、その辺の兼ね合いからすると、受け入れて、子供達を半端な状態にはしたくない。おもてなしもしたい。良い思い出にしてあげたいという想いから、それがあ意味、おもてなし、良い意味で只見町の人気の秘訣だというふうには思っておりますが、そういったことからしますと、やはり拡大については、非常にあの、難しい点がありますし、実際、観光協会ではかなりあの、お願いをして、農家民泊の受入れをお願いしてます。しかし、現状維持があ、本当にあの、精一杯な状況であるというふう感じております。また報告も受けております。町でもあの、只見町、子ども農家体験協議会という協議会を通じて、宿泊補助であったり、交通費の補助、それから農家民泊に登録するための必要な保健所。それか

ら水道水の設備。そういったものにも支援をしているところでもあります。ですので、取り組む考えであったり、そういう経度は設けておりますが、実態としてそのような状況にあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 受け入れ先は、これ、なかなか本当大変だと思います。ただまあ、繁忙期ということですので、先ほど言いましたけども、農家民泊は一緒にご飯をつくって、一緒に農作業をしてというのがプログラムの醍醐味になってますので、忙しいときほど受け入れて、一緒に農作業するといったことを是非進めていただきたいなと思います。

次の質問ですが、事業の見直しについて。コミュニティFMなんですけれども、これは昨日の鈴木好行議員の答弁の中で、概ね理解したつもりでおりますが、ひとつ確認なんですけれども、このラジオっていうのは、いわゆるFM電波を受信する形ではなくて、Wi-Fiネットワークを経由したラジオだったと説明を聞いたと認識してますが、間違いないでしょうか。で、それは、今、各集会所にはWi-Fiスポットなってまして、そこで電波が飛んでるわけなんですけども、これ、あくまで各家ではこのラジオは受信できないということなんですか。お答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 整備をしていくということにすれば、FMラジオの電波での利用ということになります。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） そうなんです。わかりました。FM電波。そうですね。いわゆる長波っていうのはですね、遠くまで、遠くまで飛ばないんですね。遮蔽物があるとすごく弱いていう性質がありまして、特に只見、入の地域が多いってところもありまして、その隅々までくまなくFM電波を到達させるには、これ、かなりの、まあ投資が必要なんじゃないかなというところはちょっと、また、検討したいところだと思います。またラジオっていうのは聴く、聴視習慣がないと、なかなかラジオってつけないもので、そういった意味からも、はたしてこれが有効なのか。また議会の中でも議論してみたいなと思います。

それからあの、JR東日本からラッセル車等の除雪車、寄贈されるということなんですけれども、まあ、これによる誘客施策っていうのは、非常に私は疑問だなと思ってます。それから、それよりも、ただで譲り受けるといってもですね、将来の処分費用もですね、一緒に

請求してはどうかかなんても思いますし、ちょっと虫のいい話じゃないかなと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 先ほどコミュニティFMの関係で、なんですか、奥まったところだと電波届かないかもしれないというお話ございました。27年度に実施を、電波調査も併せてやっておりまして、当然、屋内かどうかというところは別として、電波調査の結果は、一応、要害山と、俎板倉山ですか。そこに一応、整備をすれば、全町はカバーできるというような調査結果は出ておりますので、一応申し添えたいと思います。

それとあと、鉄道博物館の関係。まだあの、検討段階であります。で、まあ、提案として譲り受ける場合、その処分費用をということのお話ございました。なるほどなと思いましたけれども、現在あの、JRとですね、その譲り受けに関しては話し合いをしておるわけですが、今あの、その方針、町としての方針につきましては、まあ早めに出してくれと、まだやる・やらないを決定しておるわけではありませんので、そういう話がある今、まだ決定してないという状況であります。で、実施をしていくというような、今後、議員の皆様と、もし、そういう形になるのであれば、ご説明を申し上げなければいけないということになるかと思いますが、もし、そういう場合であれば、いわゆる、そういう、今あった提案というのは、ひとつあるのかなと思いますが、なかなか、そう簡単にいくのかなというのは思いますけれども、いずれまだ検討段階ということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 是非、検討をお願いしたいと思います。やはりその補助事業というのは、なかなかこう、補助金ありきで事業を組み立てられているような印象がちょっとどうしてもあるものですから、全ての補助事業悪いとは思わないんですが、まあ町が描くビジョンに沿った形でですね、事業の推進をしていただきたいなと思います。

最後にあの、役場庁舎の移転について。これはあの、昨日も答弁ありましたので、概ね理解いたしました。その中でちょっと、提案として一言。只見振興センター新築ですごく良いのができました。建設に反対をしてですね、陳情をしたという経緯がかつてありまして、とは言っても、もう良いのができちゃったなとすごく思ってます。なんで、これは是非活用してほしい。すごく良い施設ができたなと思ってまして、これは本当、活用しないと逆にもつ

たいないなと思ってます。それだけ住民の皆さんにも、すごくアクセスの良い、アクセスしやすいバリアフリーな建物ができるというところを受けて、住民がアクセス、が利用する役場の窓口業務を只見振興センターに移管してはどうかと思いました。昨日のお話の中では、総務課が防災設備の関係から、今の分庁舎のほうに設置するということでしたけれども、住民にとって利用しやすい只見振興センターに窓口を置くということについて提案したいと思いますが、こちらいかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 貴重なご提案ありがとうございます。只見振興センター、若干、考えたことはございます。そういった中でやはりあの、あの施設、集落の方が待ちに待った施設ということで、役場機能の部分で占有することがまあ、何年になるのかわかりませんが、それがいかなものかということ。そしてさらにはあの、分散の箇所が増えるということになりますので、その点のリスクがあるということ。そういったことから現時点では想定をしてございませんでした。しかしながら、やはりあの、今の役場庁舎裏の新庁舎、手狭でありますので、選挙があるときには期日前投票もございます。そういった折には現在の場所で、面積の関係から、如何ともし難いなということがありまして、そういったところは只見振興センター活用させていただくということが出てくるのかなという想定はしておりました。しかしながらまあ、貴重なご提言でありますので、今後あの、事務改善委員会等々でその、そういった分散がいいのかも含めて検討する、課の業務内容の検討であります。そういった中であの、そういったお考え、お伺いをしましたので、考えの中には入れさせていただいての検討ということにさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 是非、前向きにご検討ください。やはりですね、一番にはですね、住民ファーストという考え方があると思いますので、是非それに沿ってご検討を進めていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、8番、目黒道人君の一般質問は終了しました。

続いて、1番、酒井右一君の一般質問を許可します。

1番、酒井右一君。

〔1番 酒井右一君 登壇〕

○1番（酒井右一君） それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

第1点として、人口減少問題について。まあ、本町は大変な事態になっており、また、さらになろうとしております。この対策について、これまでの施策では歯止めがかかりません。1万3,000人から、現在、4,500・600。推計を見ますと、将来2,600。人口減の原因を解明し、解決するために、そのために特化した部局というのは組織部局、当局の組織部局の話であります。それと予算を創設し、この事態改善に向け、町の施策展開をすべきと思うが、町長の考えを伺います。

2、指定管理者制度について。今、現行の指定管理者制度の問題点は何か。特に指定管理者の委託料なんかを合計しますと、8千数百万円ということになっております。今後、指定管理者制度をどう運用していかれるのか。指定管理者との、指定管理者側と契約協定を締結するにあたり、収益事業と集客施設の区別はどう考えておられるか。そして、自営業者、いわゆる官業、民業という中での事業者を営む事業主との競合を踏まえた場合を想定して、その見解を伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 1番、酒井右一議員のご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、人口減少問題についてであります。この問題は只見町に限らず非常に難しい課題であると考えております。したがって、この解決に向けては、議員の質問にもございますとおり、定住対策、子育て支援など多岐にわたる分野を横断的に包括し、事業展開を図っていく必要があると思われ。現在、事務改善委員会にて現行組織における課題の洗い出しを行っておりますが、その大きな課題の一つとして人口減少対策もあるものと認識をしておりますので、今後の委員会の検討経過の報告を受けながら検討してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度についてであります。本制度の目的は公共施設を民間事業者のノウハウや手法を取り入れることで維持管理経費の削減と住民サービスの向上を図り、適正かつ効率的な運営を図ることにあります。現行制度の問題点といたしましては、経費面の削減については公共施設の設置目的や文化、町民福祉政策との兼ね合いもあり、一律に効果が出ているとは言い難い状況にあるほか、運営面においても指定期間の制約があることから長期的な視点での運営計画や実施の難しさがあることも現状での課題として認識しております。

そのような中、今後の運営のあり方については、これまでの施設運営状況を踏まえ、より設置目的を効果的に達成するために、広い視点での事業運営を検討しておきたいと考えております。また、収益施設と集客施設の区別については施設の設置目的によって区分されるものと認識しております。なお、公の施設であることに鑑み、民間のサービスに類似した施設については、公共施設の必要性の認識や指定管理が評価されるよう努め、さらに施設や制度のあり方を検討していく必要があるものと考えております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 再質問をさせていただくにあたりまして、資料を同じものを見てやりたいなと思うわけでありまして。ついでには、ひとつはあの、議会がいただきました、議会としていただきました、只見町人口ビジョン。それからまち・ひと・しごと創生総合戦略。只見町総合戦略。それから振興計画。これを基にして質問をしたいと思っております。

もう一つは、ちょうど去年の定例会の際に、資料要求をしていただいた子育て支援対策事業の平成28年度事業実施計画における一覧を示したこの、（聞き取り不能）の当局からいただいたものであります。これを併せて質問したいと思っております。

議員におかれましては、私が要求した資料なものですから、もしなければ、資料として配付したいと思っておりますが、議長、よろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） はい、配付を許可します。

○1番（酒井右一君） あるいはあの、当局の皆さん方も、もし、今日、持ってこられないのであれば、併せて配付したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 配付、部数あれば、配付してください。

○1番（酒井右一君） お願いします。

〔資料配付〕

○1番（酒井右一君） それではあの、今配付したものは、いわゆる町の長期計画、マスタープランに付帯する資料について説明の必要はないと思っておりますが、この一覧表については、平成28年の実施計画に網羅されておる子育て支援を、まあ、第1巻から11巻までを拾ったものであります。尚且つ、これ、2枚目、裏にあたるでしょうかね、皆さん持っているの、の下に、上記以外に成人するまで支援する事業があれば下段に追加してくださいということで、28年度の町が行う事業のこの分野の全てのものをこの一覧表で把握できるものと、そうい

った資料でございます。

それでは質問に移らせていただきます。

まず人口減少問題について、定住対策、子育て支援。多岐にわたる横断的に包括し、事業展開を図っていく必要があって、事務改善において、そういったことを踏まえながら組織を改革、組織をつくっていくんだという話であります。まあ、私の認識としては、組織というのは町の政策を、いわゆる公約ですわな、公約を実現するためのツールであるということを考えております。だと思っております。また、本にもそう書いてあります。町長は新しいこの組織をもって、長が最も重大な施策、課題。それを解決するという事で組織改革をされると思います。そうでなければ現在のままでよいかと思えます。でありますので、町はこの新組織をもって、何を解決し、何について取り組もうとされるのか。最大の優先課題を、この組織が解決すべき最大の優先課題をはっきりしていただきたい。これ1点。

それから、その組織は、いつ稼働するのか。2点目。これについてお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ただ今、ご質問のありました、子育ての関係の中で、昨日もあの、山岸議員のご質問にも答えさせていただいておりますが、まずゼロ歳から高校までの、とりあえず、一貫的な考え方について、町としてどのような形で、子供を増やす対策と申しますか、優秀な成績の、子供の成績と、それから優秀な子どもを育てるという意味はひとつは基本にはありますけども、それと併せて、その子育ての負担軽減。それから、将来、今、年々減少している子供がどのようにしたら増える形がとれるかという、そういったことを中心に議論をしていただいて、ただ、教育分野と、まあ実質的にはひとつにできない分もあります。そこは連携を取る方法等を考えながら子育て支援のほうは、と、それから、人口減少問題について考えていきたいというふうに思っております。あとは実施時期ということにつきましては、暫定移転等の課題はありますが、次年度以降の組織ができ次第、その中で、それ以前にも内部は検討させていただきますが、以降後はそういう形で組織ができれば、そちらに動かしたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、時期は今のところ、庁舎の問題等々あって、明確にはできないという返事でした。それと、町の最大の政策課題。これは人口減少問題と受け止められておるといふ理解でよろしいか。そうした理解を基に組織再編を図り、この問題解決していくと

いう解釈でよろしいか。もう一回確認します。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 只見町のあの、根底となるものは、やはり、過疎少子高齢化の議論だと思います。そういった中で、少子化対策が基本にあって、そのうえに産業等を含めた経済対策が結びついていくというふうに考えていく、と基本的には思っておりますので、それを土台とした形でその上に、じゃあ、どうすれば子供が増えることに結び付けられるかということ、教育から、産業から、医療から、全てを重ねて行政を執行していけるような形をとりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 町長、非常にその、万遍のないご答弁でございます。勿論、私が、当局側に座れば、そういう話になると思います。しかしながら、今回の議会もそうです。前回の議会もそうですが、私、いわゆる3期目になりまして、3期目の途中、いやいや、もう4年、1期目が過ぎたころから、毎回この、只見町が消滅するんじゃないか、集落がなくなるんじゃないかということがテーマでありまして、例えば子育ての問題、医療の問題、福祉の問題。実はそれって、大きな脅威。これは怪物に例えますと、地域消滅をしていくんだと、この町を食ってしまう怪物がくる。それに対する部分的な手当を皆さん、お話をしております、その怪物がどういうものかということその、まず議論していかないと、個別の話に、医療だ、福祉だ。それから後継ぎだ。それはいいんですけども、それが人口ビジョンと、今回、まちづくり関係の資料を見ますと、はっきり言っておられますよ。我々あの、巨大な、地域を食ってしまうような怪物の足を見て、手を見て、顔を見て、耳・鼻見て、それぞれおっかねえなど。そういうレベルではなくて、もうその怪物の全体像を見て、迫りくるその怪物に対してどう立ち向かうかということは、過去に経験したことの無い事態ですから。過去ないんですよ。ですから、過去の枠組みの中で予算執行、権限の行使。それをしていったのでは、やはり部分的な解決策を打ち出すということにしかないのではないですかということ、まず申し上げておきまして、これについてはまた後で、この部分について質問しますが、まず、人口ビジョン。これの31ページですね。これあの、我々がもらったもので、製本になっているものではありませんが、ページ数が合っているかどうかわかりません。ここには、将来の人口推計という大きなタイトル3ですね。大きなタイトルで3。将来の人口推計。この中で、非常に危険、危機だと思うのは、この申し上げました地域崩壊のシナリオを

持って迫る怪物の正体。ここを書いてあるんです。ここに。まず、同じページを見たいものでありますが、この29ページの(2)。ここに25年後の人口、人口構成の変化と、それによる影響ということが書いてありますが、確認できますか。できますか。ここでは、人口減少が少子化に留まっていけないと書いてるんですよ。これは、町が振興計画を作るにあたり、地方創生にあたり、いわば骨組みを国からいただいたにしても、ここに書いてあることは紛れもない事実ですよ。申し上げますね。ゼロ歳から5歳。保育所などの公共施設がさらに減少する。6歳から11歳。小学生は減少傾向にあるものの、低位で安定するものと考えられますと、こう書いてあります。しかし、これを覆すだけの、今度は20代のところの解説を見ますと、結婚、子育ての予備軍となる人口が半減するため、少子化が急速に進展すると、こう書いてあります。少子化が急速に進展する。これは冒頭に言った低位で安定するということの反面、矛盾を抱えております。それからさらにですよ、30代。出産、子育て世代がさらに減少する。少子化が加速されている。これで冒頭に申し上げた小学生は減少傾向にあるものの、低位で安定すると。これは大きな矛盾です。このことのみを言ってるものではなくて、その後、40代。雇用確保できずに経営環境が悪化する事業者が多く発生するおそれとともに、住民税を中心に税収の大幅減がくる。さらに町長が指摘されますように、国はものすごい量の借金を抱えておって、いつ、地方交付税の改正をされるかわからない状況です。これは町長、懸念されているのとまったく同じく私も考えております。安定した地方交付税は今後見込めないと私は思います。さらに50代ですよ。これも大幅な減少に転ずるために、税収の大幅減少。ここでも税収減ですと。60代。ここは住民税を中心に税収のさらなる減少が懸念されます。で、さらに怖いのは、今、本気で整備をしてきた前期高齢者、後期高齢者にかかる既存の高齢者福祉施設、建物ですよ、箱もの。人口減のために箱ものが不用になるとこう書いてありますよ。まあ、はっきり言えばですよ。存続が難しくなるということは、そういった箱ものは存続できない可能性があるというわけですよ。言ってみれば、人が減る。学校がなくなる。書いてありますよ。中学校はなくなる。高校もなくなる。事業所もなくなる。で、企業経営に重大な支障がくる。基幹である税収がなくなる。税収がなくなる。これは町政運営の基幹ですよ。そしてさらには、今まで造ってきた、これから造ろうとする施設。これが足かせになる。いわば、大けがを負いながら走って逃げる状態になって、出血多量ですよ。このような状態になるときに、子育て、少子化に特化するということは少し、視野が狭いと私は思います。この事態を踏まえましてですね、私が当てずっぽうに書いたものでは

なくて、当局側が分析した資料に基づいています。これ、2,660になると言ってるんですよ。伺いますが、そうした際の、今、27集落あるその27集落はその後どうになってしまうのか。あるいは朝日診療所はどうになってしまうのか。学校の配置はどうになってしまうのか。私は想定では話してるものではありませんから、当然、2,660人になったときのシミュレーションは、なければこの文書は書けませんので、そのシミュレーション。特に地方自治の本旨と言われる住民自治、団体自治。一方の主役である団体自治はいいですよ、行政ですから、あるでしょう。しかし、住民自治。これ住民側の話ですから、27集落崩壊していけば、地方自治の本旨のうち片っぽがなくなるわけですよ。で、町長にお伺いしたい。想定できないというのであれば、それも仕方ないです。この人口ビジョンで言う25年後の人口。これが至った時に、先ほどらい申し上げている巨大な怪物がきたときに、この町の姿、集落の姿、朝日診療所の存続の可能性。これについてシミュレーションしていただけますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 私は、行政として最低の基本というのは、やはり教育、医療、福祉が基本だと思っています。そういった中、それがなくなれば、人は減っていくというふうに認識を、最低でも。そのものについては最後まで残さなきゃならないと、守っていく必要があると思います。ただ、そういった中で、過去にも教育の中では、統合という形をとって、中学校の場合ですか。そういったあの、今回も保育所とかの議論があるように、そういった形のは、その人口減少の中で当然、子供の教育のためにそうしたほうが良いという結論が出れば、そういう方向に向かうと思います。それと、高校をあえて含めておりますのは、やはり高校があるか・ないかで、その地域も、小学校・中学校ばかりでなく、違ってくるというふうに考えておりますので。それとあと医療。医療のないところに人は住まなくなると思います。ですから、診療所については、県の支援を受けながら、これは守っていく必要があります。で、そういった形で、この人口ビジョンがひとつの推計出ております。これを、まずあの、大塚議員は5,000人という言い方をされていますが、2,700という中を、なんとか3,000としてでも、下がるものを抑えて、上がる方向に取り組んでいくのが行政の考え方だなということで、それと年齢層の中でそれぞれ分解した形で出ておりますが、総体的に人が減少していくという、現在の日本の中で一極集中、東京都とか都市部に一極集中が解消されない限り、これは続いていくと思います。で、そういった中で、やはり私達は、その想定されるものを、尚、歯止めがきかないかということに取り組んでいく必要があると思

います。それで、労働力を求めていくには、やはり都会から来ていただくか、最終的には外国からもということも、このような小さな町では考えていかなければならない時期がくるのかなというふうなことも根底にはございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 質問の主旨をはっきりさせるために過激な話をしましたが、しかし、その内容自体はこの当局側の想定される内容にあるわけです。それから改善策というのは、これ実は31ページに出てまして、人口の将来像。現状と課題。これを人口の全体的な動向からはじめて教育、交流まで含めて、そして目指すべき将来の方向性。これ書き物だけでなく、この項立てした項目、現状、課題、取り組みの方向性。この右わきに、5ヵ年計画なり10ヵ年計画を作って、その評価をしていくと。このために何の事業、どう行ったかと。その事業が効果があったかというように、この欄に追加をして、我々議会と一緒に評価をしていこうではありませんか。いかがですか。これは。意味わかりますか。これあの、表があるということはわかりますよね。その課題、取り組みの方向性で切れてますけど、この右に、年次計画を追加して、地域消滅対策10ヵ年計画なんて、5ヵ年計画、その中で行う事業。それを書いて、それが効果を表したか。表さないか。予算がいくらついたか。そうしていかなければ、机上の空論になってしまいます。なので、用意したのがこれです。28年の実施計画。それからあの、他の書類。あるいは書いてくれといった中ですから、これを見ますとですね、皆さん、ばらばらばらばらとその個別の担当部局のものを集合しただけで、まったく、連鎖してないんです。それと、もう少し金をかけなければだめじゃないですか。これは、一般財源で用いるお金は、総額で3,800万ですよ。これ。固定資産税のコンマ2パーセントの上乗せだって、9,500万からありますよ。町民の方々は標準税率より2パーセントも高いお金を払っていながら、この町の消滅のためにお金をかけることができないという事態に今なっているんですよ。税金をとって執行する。これ誰の責任ですか。ここを非常にその、誰に憤っているというわけでもなく、現状に対して憤っております。そして、もう足音がそこまできておるその地域崩壊という怪物に対して、手がどうだ、耳がどうだ、足がどうだって、そんな部分的なものじゃなくて、そいつが何者か全体像を把握して、それに対して徹底的に戦う、そういった事業計画に、予算なり、権限なり、組織をつくらなければならないんじゃないですか。今までの、今日、今回の議会ですよ。今回の議会、様々出ました。

山岸さんの教育（聞き取り不能）出ました。後継ぎ、後継者、空き家の問題まで。しかし、この個別の問題というのは、元々を質せば、巨大な怪物の成せる技なんですよ。ここに対処していけば、おのずと一つずつ解決していくんだと思います。ですから、これはやっぱり、今度できる組織に、そういったものに対応する、盾を用いて、そしてそれに攻め込んでいくだけのものを期待する。それを期待してもよろしいですかと念を押しますけれども。あのね、みんな話すようですが、東京の高齢化率は23パーセントですよ。国の政策っていうのは、ほぼ、東京をモードにしていますから、我々は40数パーセント。もう国だとか東京の話は聞いてられませんから。ですから、今の行政の枠組みにとらわれなくて、新たな組織をつくる。そして考え方をつくる。そして考え方をつくる。そうしていかないと、本当に、早明浦ダムに沈んだ中村の湖底から出てくる惨めな庁舎。あんなことになりかねない。なりますよ。なりますと断言するのは、この人口ビジョンなり、総合戦略から見るとですよ。是非、この辺の視点を入れて、従来の行政組織のあり方、つくり方、予算の、11款に基づく編成の仕方。これをやめるくらいの勢いで、やめてどうすんだって言えば、いわば、款・項・目ではなくて、性質別の分類もあるじゃないですか。そういった予算だって必要だと思います。あの決算統計の分析の仕方はいかに効果があったかということ进行分析しているわけですよ。あれだって明治以来、長く続いている決算方式ですから。目的別じゃなくてもいいんじゃないですか。まあ、あくまでもこれは類似例として申し上げます。もう一回聞きますが、その辺、改めて、きたる迫りくるこの恐怖に対して、太刀打ちできるような予算権限を行使する、そうした組織をつくっていただきたいが、これはいかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 組織のあり方につきましては、1番議員も現職の当時、現在の組織機構の骨格に携われ、現在の課の設置のですか、骨格に携われた時代もあります。そういった中で、議論を尽くしても尽くせないものも必ず出てまいります。そういった中で、その時その時に、時代に合わせた組織をもって取り組んで行政はいかなければならないっていうふうに理解もしております。それと、この人口の将来展望の中、それから今後の取り組みのことにつきましても、どの事業をとりましても、評価というものは必ず必要ということは当時から言われてきております。それがあって、事業に効果がないものは切り捨て、じゃあ次の新しい事業に取り組むという、前に進むスタイルには、入ってくる、まあお金をいいますか、かけるのは、基本となるものは変わらなくて、事業の取り組みによっては、そのお金が生き

るか、死ぬか、変わってくるというふうに理解をしておりますので、現在の振興計画、実施計画の中でも内部的には、それぞれ単年度、それから3年度ごとに評価制度は入れているわけですが、それが適正でないというふうな感じで受け止められるものであれば、それはあの、この時代に合ったやり方に変えつつも、評価制度というものを内部的に見直していくということは努めていきたいというふうに思っております。それで、この資料の中でいただいたその一般財源の考え方ですが、この表の中には数字にないものがあります。それと、これに係る人件費とのことがありますので、一般財源的にはもうちょっと増えてはいると思いますが、これは数字だけの問題ではありませんので、いかにあの、町として、基本となるものを大切にしながら、生き残りに向けた取り組みを職員一丸となってやっていく必要があるというふうに、その点だけは認識をしておりますので、議員の皆様にもご意見をたくさんいただきながら、理解を得て、先に進むような形をとっていききたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 私あの、現状の補助金、交付金、負担金等を含めて、現状の評価システム。それがあの、だめだって言ってるわけではないんです。ただ、現状の評価システムなり、そのことについては、将来迫りくる大きな課題に対して、少し古くなってしまったから、新しい視点で見直されたらどうかという意味で、先ほど申し上げました人口の将来展望の中にある現状と課題。現状はこうだけでも、さっき申し上げました。だけど、この中には課題、取り組みの方向性と。一例を挙げれば、以下に示すとおり、多様な課題が山積しているため、総合的且つ戦略的な対策が必要です。ここで終わってしまえば、評論家を見ているようですよ。であれば、戦略的な対策をこの右に、5ヵ年計画でも、10ヵ年計画でもいいですから、付けて、それがどう効果を表したかということをご一緒に書かなければ、これは絵に描いた餅であって、はらくちくなりませんから、なんとか、新しく作れって言ってるのではないんです。この人口ビジョンの中にあるこの考え方を活かして、これを追及していかれたらどうかという提案ですが、この件はどうですか。こうですと、議会も、委員会も、わかりやすいんですよ。これに裏付けられた具体的な事業がこれであって、その事業についてどれだけ予算が付いたか。そして、どれだけ効果が出てきたかというのがはっきりわかりますから、議会としても、このせっかく作られた人口ビジョンの中の将来の、将来展望ですか。是非やっていただきたいなど。インターネット見ますと、インターネット見ますとですよ、財政破

たん時計がありましてね、毎日毎日こう進んでいくわけですよ。もうひとつおもしろいのは、地球がもう滅亡するという、これも時計がまわってまして、アメリカが核実験すると進んでみたり、北朝鮮やると進んでみたり、あるいは核拡散防止協定ができると下がってみたり、時計がありますよ。我々もそういうタイムゾーンを意識しながら、この問題に立ち向かっていかなければ、我々、将来ないですよ。消滅、早明浦ダムと同じ、ダムの町は消滅と言われることを、証明してしまいますよ。今申し上げました、くどくど申し上げましたが、この現状と課題、取り組みの方向性について、これをひとつの手法に活かす手はないですか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 平成27年当時ですか、人口ビジョンを作成するとともに、先ほど申し上げました総合戦略、併せて作成しております。これが連動するという考え方を持っておりますので、先ほど言われました、人口ビジョンの将来展望の31ページをひとつの土台として評価ということのご提案でございましたが、これにつきましては内部のほうでちょっと検討しながら、前向きに考えていきたいというふうに思っております。こういったものの計画を立てて、その後の評価がなければ、前に進まないというふうに思いますので検討させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） なんとか、地域滅亡だけは避けなければ、我々が経験した時期ではない要素がいっぱい今あります。私、1949年に生まれました。その頃はまだ、基幹産業、第一産業は農林業でした。農業でした。今、農業って立ち行かない。そういった経済事情になってます。そういう中では、昔、3,000だった、4,000だったと、それと社会感覚がまるっきり違ってますから。現状に合わせてなんとかお願いします。

付随したのですが、いや、実はこれあの、戦略の中を見ても、人口ビジョンの中で言ってる課題の整理の仕方、非常に良いなと思って、この戦略の中を見ても、これを具体的に達成していくといったような表現ではなくて、むしろその、（聞き取り不能）的な、どくぼに落ちたような話になってます。ですから、総合戦略も読ませていただきました。が、しかし、人口ビジョンで書いておる展望に対する答えかなと、非常に疑問を感じております。で、そのビジョンの33ページの冒頭なんですありますが、人口の将来展望という項立て2の冒頭ですが、目指すべき将来の方向性を踏まえた施策の効果を見込み、本町の将来人口を展

望しますと。つまり、何ら施策を講じなければ、今の人口推計になってしまうよということを書いてあるわけですね。それでまあ、パターン、いくらかは書いてありますけども、最悪のパターンは③のようです。それで、これ、人口減少対策などの施策を講じ、ということなんですが、この具体的な施策は先ほどお渡しした一覧表には載っておりません。これはあの、これを書く以前の、既存の政策です。ですから、平成27年にできた人口ビジョンにおける人口の将来展望。これは平成28年の事業計画の抜粋です。これはね。とすると、この33ページでお書きになっている、何ら施策を講じなければ、つまり人口減少対策などの施策を講じなければ、この推計どおりになると言ってるわけですが、この施策というものはどういったものなのか、お伺いしたい。

お伺いする前に、県の総合戦略を見て、担当課に、この点について、少しあの、私も勉強させていただきました。福島県の総合戦略の中では、この少子化対策、いわゆる人口減の対策については、考え方は二つあると言ってるんですよ。これ、非常に妥当で当たり前なんです。この一覧表の中に、県で言うような考え方の整理がされてないんです。これはマメアズキ（聞き取り不能）です。県ではこう言ってます。いわゆる少子化、人口減の対策として二つあるんだと。福祉、医療、教育委員会を通じた事業などの子育て支援策という、これ一つ。それから、2番目として、生活扶助的な直接経済支援と、こういうふうな区分けをしながら、県の戦略を書いておられました。これは振興局に確認しておりますが。そうしますと、じゃあ県では何をしてきたかという、県は福祉、医療、教育を通じた、これは従来やっていますのでね、これをさらにやると。2番目なんですよ。問題は。生活扶助的な直接支援。これは県は家族手当ということを導入してますよ。それから、もっとすごいことに、ちょっと話は大きくなりますが、かのフランスが一時、出生率が1.3ぐらいになったですよ。ドイツもそうですよ。しかし、フランスは回復しましたね。ドイツはまだ道半ばです。何をしたか。ご存じのとおり、フランスは婚外子を認めました。これをやろうと言ってるわけじゃなくて、併せてですよ、子供を持つ家庭、婚外子であろうと、婚姻子であろうと、全ての子供に対して家族手当を支給しております。ズバリ、経済支援です。今、ひとり親家庭の貧困率なんて非常に話題になってます。ひとり親っていうのは貧困、当たり前ですよ。子育てと、職をもって、給料を得て生活していかなくちゃならないと。この家庭に、仮に10万円、月10万円の補助があれば、楽になると言いたいところですが、楽になるということのほかに、自分の、一人になってしまった。けれども子供がいる。一人になった自分とその子供のため

の将来どうしていくかという、その非常に前向きな発想になることができるんですわ。この地域に、そう考えてみますと、やはりその、子育てしようにも、教育しようにも、やはり経済的な問題があってできない。朝早く起きて弁当作って、保育所さ送っていかなきゃなんねえ。また迎えに行かなきゃなんねえ。そういった事態ですから、ここは県がやっておられるように、何をしろ、これをしろと具体的なことを言ってるわけじゃなくて、もう少し、考え方を分けてみたらどうですか。福祉、医療、教育についての子育て支援と、完璧な経済支援。経済支援について、この際ですから、固定資産税の超過課税分を割り当ててやってみるとか、小学生5人ですよ。朝日。只見も。その子供を持つ家庭に、その子供を持つ家庭ですよ。仮に月10万の生活費を出してみても、まあ50万プラス50万。明和にもありますけれども。超過課税分が、なんだかんだで九千五・六百万ですね。ですから、地域消滅を防ぐために、やはりお金をかけていただきたいと。まあ、そう思ってます。いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○1番（酒井右一君） まあ、補助を分類して、使い分けてくださいと。

○町長（菅家三雄君） ご指摘の内容はよくわかります。ただあの、町もひとつに特化しただけでは生きていけないということがありますので、先ほど見させていただきました28年度の内容と、こういったものを一つ一つ、どれが将来的に有効か。それから見直しも必要かというひとつの評価をしながら、そういった中で、今、提案のありました経済支援といえますか、そういったものについて、どこまで対応できるか。これは将来的なこともありますので、そういったことも踏まえて、今後、どういうふうな、子育て対策といえますか、に向けて、少子化対策の子育てのところについて、どういう形が有効か、ひとつ提案をいただきましたので、そういったことも踏まえて、それと、総合戦略の中に県のような具体的な項目がないということをおっしゃったので、そういった県とか、他の類似町村の中で、良い計画があれば、そういったものも取り入れながら、取り組んでいきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） もうやめます。ただ、ここにいる全ての方々、そして住民の方々は、もうヒタヒタとそこまできておる、とんでもない怪物に食われてしまうということは、皆さん、認識してます。それについて、個別の絆創膏貼りでもだめですから、根治治療をしていくと。対処療法ではだめですから、根治治療をしていくという意味で何が必要なのか。それ

やっぱり、権限と予算を集中して、敵をはっきり認識して、標準を合わせて打つことですよ。なんとかそこを新町長については、既成の枠にとらわれなくて、斬新のアイデアと発想で積極的な提案を議会にさせていただきたい。議会もそれなりに責任を持って決めますから、応援しますから、やってください。この問題については、そういった約束と、評価システムについて、この人口ビジョン、これを活かしていくということで、いくつも言いましたが、そこがまずひとつ、私の提案であり要望であります。よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 権限と予算の集中ということにつきましては、若干、私には只見町の場合、良い例ばかりではないというふうに理解しています。手法を間違えると、それは理解のないまま進んでしまうということある場合もありますので、その中身の、やることはいいんですが、中身を理解し合いながら、きちんと取り組むといいますか、進めるところの手法を十分検討していかなければならないと思いますので、そういった反省も踏まえながら、この点については考えていきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 町長、そのとおりです。まあ、そういう視点を持って、その事業提案をしてくださいと言ってるものでありますから。たしかにその、私も菅家町長とは古い付き合いですから、その人となりは全て承知であります。でありますので、非常に細かく積み上げていく手法もあるでしょうし、大きく俯瞰していくやり方もありますので、私の言ってるのはその細かく積み上げているのではありません。今の現状について、なんとかしてほしいということを引きかどめていただければ、それで私は良いかと思えます。それでこの人口ビジョンの評価システムを活かしていただきたいなというものであります。

確認したほうがよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ご質問の主旨はよく理解をいたしました。できるだけ努力をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） それでは、指定管理者制度についてお伺いします。答弁書の下から3行目。なお、公の施設であることに鑑み、民間のサービスに類似した施設については、公共施設の必要性の認識や指定管理が評価されるよう努め、とあります。この文書を書かれるに

あたり、民間のサービスに類似した施設、具体的に挙げられるとすれば、例えばどのようなものでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 指定管理の、先ほどの町長答弁の中にありました、民間のサービスに類似した施設ということにつきましては、例えばであります、宿泊業、湯ら里の宿泊部門。それと民間の宿泊業。そういったものの類似と、または、まち湯のもっている飲食部門と民間の飲食業といったことが、これを指すものだというふうに認識をしております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） まあ、この視点が大切だと思います。やはり、市場の原理の中で、売り上げて、経営していく方。それに対して、税金を元手に経営を立て直していくと。そして、そちらの方に、同級会だの、各種団体の宴会を持ちさられて、困ったというような業者さんが出ないように、結局、税金が町の事業を減ぼすことになりますから。税金をもって、税金を納める人の首を絞めることにならないように、なんとかそこら辺をきちんと整理をして運用して行っていただきたいと思います。これについても、この分野について、私が指摘しておる、たった1点であります。これについて、今後、指定管理業務の部分を十分検討されるかどうか確認をして、今後また具体的になればご質問申し上げたい。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 指定管理のあり方、これあの、やはり多くの予算をその指定管理料に費やすということ。その町民への理解と納得という面からしても、これが、やはり公共施設としてあるべきものだ。あって当然だということが、認められるような、そういった指定管理を目指すべきだというふうに思っております。尚あの、まあ時代の背景というか、これだけの高齢化と人口減少の社会情勢が変化になってきてます。で、住民のニーズも、これも変わってきてます。そういった中で、町の施設と民間の施設が競合して、共倒れになるようなことは避けるべきだというふうに思っておりますし、逆に相乗効果を発揮するように努めなければならないというふうに思っております。この指定管理制度のあり方を再度検討して、今後、町長の答弁もありましたような、広い視点での事業運営。これをもって、どうこの制度を効果発揮できるのか。今の指定管理協定期間の中で早急にそういった検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1 番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

なお、申し上げますが、午後の会議開会は午後の 1 時半といたしますので、午後 1 時半と
いうことをご協力をお願いいたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 29 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第 47 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 2、議案第 47 号 平成 29 年度只見町一般会計補正予算（第
1 号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第 47 号 平成 29 年度只見町一般会計補正予算（第 1 号）
についてご説明を申し上げます。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の補正について謳っております。既定の総額、歳
入歳出それぞれ 1 億 1, 198 万 3, 000 円を追加をいたしまして、補正後、歳入歳出の
総額であります。それぞれ 52 億 5, 398 万 3, 000 円としたい内容でございます。

1 条の 2 といたしまして、歳入歳出予算の額、第 1 表 歳入歳出予算補正によるというこ
とでございます。

第 2 条といたしまして、第 2 表 地方債補正によるということで記載をしてございます。

1 ページおめくりをいただきますと、第 1 表 歳入歳出予算補正ということで歳入の表が

ございます。続きまして、2ページから3ページ、歳出の表がでございます。これにつきましては、後程、事項別明細でご説明を申し上げます。

続きまして、4ページであります。第2表 地方債補正ということで、今般、公営住宅建設事業債、緊急防災・減債事業債、辺地対策事業債。そして過疎対策事業債の補正をお願いをしております。総額5,020万円の増をお願いをしております。

5ページから事項別明細ということになります。大きくご覧をいただきたいと思いますが、今般、町税の増額、国庫支出金の減額、県支出金の増額。そして出納閉鎖を終えましての繰越金。そして諸収入、町債ということになってございます。

続きまして、6ページ、歳出であります。これにつきましても各款ごとの増減、記載をさせていただいております。7ページからご説明を申し上げます。まず歳入の町税であります。固定資産税。そして軽自動車税。ともに今年度の課税確定によります補正をお願いをしております。固定資産税で1,000万円余、軽自動車税で75万円ということでございます。続きまして、款の11、分担金及び負担金でございます。負担金といたしまして児童福祉の負担金、過年度保育所措置入所者の負担金ということで、今般、歳入を受けるべく予算化をお願いをするものでございます。款の13、国庫支出金であります。まず総務所管、総務管理費の補助金といたしまして、社会保障・税番号制度システムの整備補助金。これ、歳出でご説明を申し上げます。29年度分の事業が国から示されたということで補正をお願いをしております。そして、地方創生推進交付金といたしまして、事業の採択の決定がございまして、この分、不対策ということで1,100万円を減額をお願いをしております。衛生費の国庫補助金。浄化槽は2基分でございます。子ども・子育て支援交付金といたしましては、子育て世帯への包括支援センター設置準備のための国からの補助金ということになります。これにつきましては、国3分の1、県3分の1、町3分の1ということになってございます。土木費の国庫補助金であります。社会資本整備総合交付金。これもあの、国が額の確定をいたしまして、それによります減額をお願いをしております。8ページ、最上段も同様であります。住宅費の補助金といたしまして、これも社会資本総合整備交付金の決定による減額でございます。款の14、県支出金であります。県補助金といたしまして、まず老人福祉費の補助金、地域包括ケアシステムの構築のための推進事業補助金。これは基本的に10分の10の事業で県補助金で行う事業の補助金であります。続きまして、衛生費の県補助金であります。子ども・子育て支援交付金。これ、先ほど申し上げました、

国の3分の1を受けましての県3分の1の分でございます。その下、浄化槽設置整備事業補助金。これも2基分であります。県分の補助であります。続きまして、農林水産業費の県補助金。額が大きいんであります。5,866万2,000円。農業形態の育成支援事業の補助金といたしまして、町内の農業者、農業法人等に施設整備、機器整備の補助金を、補助をするための補助金。これを供する科目でございます。教育費の県補助金であります。緑の文化財保全対策事業補助金。これ、サラサドウダンの維持管理のための補助金でありましたが、残念ながら今回、採択にならなかったということで減額をお願いするものであります。子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業補助金67万円であります。これあの、子供の音楽を通じての交流。具体的には魚沼市のほうに出向いての交流ということになるかと思っております。そのための県補助金でございます。8ページ最下段は繰越金。28年度の繰越金であります。6,445万1,000円お願いをしております。9ページ、諸収入であります。雑入といたしまして搜索等の経費のご負担いただく分の補正をお願いしております。款の20、町債であります。地方債補正でも申し上げました公営住宅建設事業債から緊急防災・減債事業債まで、所要の補正をお願いをしております。大きくは、公営住宅等々は社会資本整備総合交付金の決定の後に不足分等のお願いをしてあるものが主なものでございます。

続きまして、10ページ、歳出に入らせていただきます。まず議会費であります。議会費以後、概ね、人件費のある款、同様であります。定期人事異動に伴います人件費等の所要の補正をお願いをしておりますのでお含みおきをいただきたいと思っております。議会費につきましては人事異動に伴います職員給料等々の所要の補正をお願いをしております。続きまして、総務費でございます。総務管理費、一般管理費であります。報酬であります。非常勤嘱託員の報酬であります。土木建築技術支援専門員ということで、こういった技術者、退職等がございまして人間的にも不足しているということで、そういった人材確保すべく、この報酬をお願いをするものでございます。以下、給料から共済費までは人事異動に伴いますものであります。11ページ中段の賃金50万円あります。学生アルバイト賃金ということでございます。これにつきましては、概ね、夏休み中を想定しております。只見高校性等々に町関係の仕事。これをアルバイトという形で従事をしていただきます。ただ今想定をしておりますのは一般事務。そして、保育所あるいは介護現場であるとか医療現場。こういったところでアルバイトをしていただく。当然、マンパワーとしても期待をしております

が、こういったこと経験していただいたことによって、町の事務事業、そして様々な施設等を知っていただく。さらには将来、そういった資格を取って、そういう施設に戻ってきていただける人材の確保に繋がる。こういったことを期待いたしまして、今般、これをお願いをするものでありますのでよろしくお願いをいたします。続きまして、目の5、財産管理費ありますが、工事請負費として107万4,000円お願いをしております。役場前倉庫改修ということですが、一般質問でもお答えをさせていただいたとおり、以前、教育委員会が事務所として使っておりました施設。これをあの、役場庁舎暫定移転のために、この1階に、現在、事務所を構えていらっしゃいます只見町森林組合の移転先として鍵、そして若干、水まわり等の修繕をいたしまして、そこをお使いをいただくというための改修をしたい内容でございます。

○総合政策課長（星 一君） 11ページ、下段、6総合政策費でございます。2給料、3職員手当につきましては定期人事異動に伴う減でございます。12ページにまいりまして、共済費も同様でございます。13の委託料864万の減額。創業支援推進事業委託料でございます。こちら歳入でもご説明ありましたとおり、地方創生の推進交付金の減によりますものでございます。内容としましては駅前のにぎわい創出事業ということで、トレーラーハウス1台を設置を予定してございましたが、歳入に合わせての減額ということになります。こちら、設置個所につきましては別予算でイベント広場としての整備を予定しておりますのでお含みおきいただければと思います。7のユネスコエコパークの推進費でございます。報酬、三つほどあがっておりますが、まず一つ目、自然首都・只見学術調査専門員でございます。130万8,000円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては当初予算では雇用がまだ未確定であったということで、6ヶ月分の予算しか計上させていただいておりませんでしたけれども、その後、4月雇用が確定をいたしまして、今回、6ヶ月分、改めてお願いをするものでございます。続いて、只見ユネスコエコパーク推進専門監のものでございますが、こちらにつきましては4月会議において、非常勤特別職の報酬条例のほうを議決をいただきましたけれども、その関係で今回、推進専門監との協議が整いまして補正をお願いするものでございます。一日1万円ということでの議決をちょうだいしておりますので、協議のうえ、このような55万円ということをお願いをするものです。続いて、野生動物の保護監視員。19万5,000円をお願いするものでございますが、こちらにつきましては年額1万5,000円の年報酬ということで、今回、13名、委嘱ができました。

そのものにつきまして今回、補正をお願いするものでございます。共済費につきましては各術調査員の報酬に係るものでございます。旅費につきましてはユネスコエコパーク推進専門監の旅費でございます。ブナセンター費につきましては、報酬、ブナセンター長116万円の減額。こちらにつきましても4月会議で非常勤特別職の報酬条例のほう改正をいたしました。それに伴うもの、減額でございます。共済費につきましてはブナセンター長の減額に係るものでございます。

○総務課長（新國元久君） 12ページ、最下段の目の9情報システム管理費であります、委託料として566万円お願いをしております。内容といたしましては、社会保障・税番号制度システムの整備の委託料であります、これにつきましては、いわゆるマイナンバー関連でございます。本来ですと当初予算をお願いをさせていただければよかったです。国からお示しをされた時期というのが29年の3月、今年3月頃から順次ということでありまして、当初予算には間に合いませんので、今般、補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、システムの総合運用テスト。そして、本稼働のための業務。そして、データ標準レイアウト。これあの、皆様方が、各自治体等々が接続をして、アクセスをして見るものということになります、その標準レイアウト版の対応ということでございます。総額566万円お願いをしております。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 続きまして、13ページ、11目、只見振興センター費です。1節、報酬ですけれども、生涯学習推進員が2ヶ月間不在でしたので、その分、減額をするものです。7節、賃金ですけれども、清掃管理員が確定しましたので、その分の通勤費として6万2,000円の増加をお願いします。18備品購入費ですけれども、掲示板、時計、集会所の演題を表示する看板及びシュレッターが壊れてしまいましたので、その分の購入費として41万5,000円をお願いします。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 続きまして、徴税費です。徴税総務費につきましては人事異動に伴う増となっております。賦課徴収費、委託料、eLTAX端末設定委託料5万4,000円増額お願いしておりますが、eLTAXというのは地方税ポータルシステムというものがございまして、地方税の申告・申請等がインターネットでできるものでございます。これに接続している端末に不具合が生じてございまして、端末の入れ替えに伴いまして設定委託料をお願いするものです。次ページ、戸籍住民基本台帳費につきましては人事異動に伴う減額となっております。

○総合政策課長（星 一君） 5項、統計調査費でございます。統計調査総務費でございますが、15ページにかけて、給料、職員手当、共済費でございますが、こちらいずれも定期人事異動に伴う減でございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして、15ページ、民生費になります。まず社会福祉総務費でございますが、こちらにつきましては、職員の異動等によりまして、職員の給料関係の増額というふうになってございます。繰出金につきましては国民健康保険事業特別会計への繰出しということで、出産一時金2件分の3分の2の額を繰出させていただきます。続いて、老人福祉費でございますが、こちらにつきましては歳入の8ページのほうをご覧くださいと思いますけども、県補助金としまして民生費県補助金がございます。そちらの地域包括ケアシステム構築推進事業補助金ということで、県のほうより10分の10ということで補助を受けまして、それに伴います事業ということになります。内容的には継続して、現在も実施しています地域ケア会議におきまして、個別課題の解決能力を高め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるような取組みを作成していくような内容となっております、歳出のほうとしましては講師等の謝礼と、あとその費用弁償。あと職員の旅費関係になっております。16ページの需用費のほうまで続きますが、公用車の燃料代までとなっております。障がい者福祉費につきましては心身障がい者扶養共済制度掛金の補助金ということで28万4,000円をお願いしております。こちらについては、障がいのある方を扶養している保護者の方が、自らの生存中に毎月一定の金額を納めることによりまして、保護者に万一のことがあった時に、障がいのある方に終身、一定額の年金を支給する制度となっております。今回、2名の方が希望されておまして、その分の補助金となります。在宅介護支援センター費については給料、職員手当、共済費。職員の給料関係ですが、合計で1,672万9,000円の減額ということで計上させていただいております。こちらについては、今まで、この科目のほうで作業療法士3名分の賃金ということで計上しておりましたが、今回、3名のうち2名分を保健衛生総務費のほうへ移動しまして、残り1名を国保施設特会のほうへ変更したことによる減額となります。

続いて、16ページ下段の児童福祉費の只見保育所費でございますが、こちら、報酬につきましては嘱託の保育士1名分、当初で不足しておりましたので、その分を計上させていただいております。給料につきましては、給料、職員手当と共済費関係についてですが、こちら、定期人事異動によりまして只見保育所から朝日保育所のほうへ職員1名異動したことに

よりも減額となります。続いて、17ページの中段の朝日保育所費については、今ほど申し上げました定期人事異動によりまして職員1名分の増というような流れになってございます。明和保育所費につきましては、定期人事異動によりまして給料関係の変動となります。次ページまで同様です。

18ページの中段の保健衛生費でございますが、先ほど在宅介護支援センター費のほうで申し上げました作業療法士2名分をこちらのほうで計上させていただいております。

繰出金、お願いします。

○環境整備課長（渡部信安君） 簡易水道特会の繰出金でございますが、これにつきましては、要望に対して150パーセントの増の事業費がきましたので、ここで減額させていただくものでございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして、18ページ、最下段の予防費でございます。こちら、賃金ということで臨時職員の賃金を36万4,000円ほど計上させていただきました。こちらについては、総務課長の歳入のほうでの説明でもございましたが、国と県のほうから子ども・子育て支援交付金ということで、それぞれ3分の1ずつの補助を受けまして、利用者支援事業ということで取り組む内容となっております。続いて、委託料と負担金の関係ですが、こちらにつきましてはロタワクチンの接種委託について、当初で診療所のみで計上しておりましたが、他の医療機関のほうで接種される方もございまして、他医療機関のほうについては償還払いということから、予防接種委託料から負担金のほうへ、当初で見込んでおいた半分を振り替えるものでございます。

続いて、環境衛生費、お願いします。

○環境整備課長（渡部信安君） 19ページ中段の環境衛生費でございますが、職員手当と共済費につきましては定期人事異動による補正でございます。19の負担金、補助及び交付金につきましては、布沢地区にJRを退職された二人の方が定住されておりますので、その方々のための浄化槽設置整備事業費の補助金180万をお願いするものでございます。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして、保健センター費になりますが、こちら、施設の清掃委託料として42万9,000円をお願いしております。内容につきましては、保健センターの前庭といいますか、駐車場の周辺に排水側溝がございまして、その集水桝関係、土砂でいっぱいになってございますので、そちらの土砂撤去のほうの委託ということで計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○農林振興課長（渡部高博君） 19ページ、農林水産業費でございますが、2目、農業総務費、給料、職員手当、20ページの共済費につきましては定期人事異動に伴う補正であります。20ページの中段、農業振興費、負担金補助及び交付金なんです。農業経営体育成支援事業補助金5,866万2,000円ですが、これは対象事業者からの要望を受けまして、事業実施のため、県と連携しまして様々な事業での実施を模索しておりましたが、今般、国の予算により事業実施できる目途がたったため、今回の補正においてお願いするものであります。P8ページの歳入、県補助金、農林水産業費県補助金の経営体育成支援事業補助金5,866万2,000円が財源であります。これにつきましては、4事業者への助成でありまして、補助率は2分の1、農業用機械につきましては3分の1の内容であります。よろしくお願ひします。

20ページ目下段、林業総務費なんです。給料、職員手当、共済費とも人事異動によります補正であります。3目、林業費。これにつきましても、給料、職員手当、共済費とも人事異動によります補正であります。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、商工費、説明申し上げます。21ページの下段でございます。1目の商工総務費であります。節の2の給料から、次ページ、22ページであります。共済費まで、定期人事異動によります補正内容になってございます。2目の商工振興費であります。償還金、利子及び割引料ということで、償還金として緊急雇用創出事業臨時特例交付金。これは過年度分、平成28年度に実施をしました緊急雇用事業につきまして精算をし、その精算が今年度、29年度になったことから、395万7,000円、精算額を返還するものでございます。続いて、3目の観光費であります。負担金、補助金であります。補助金として148万ほど減額をしております。これは戊辰150年記念事業の補助金。これ、実行委員会が別に県のサポート事業の採択を受けます。よって、町の財源から県の財源へ移りますので、その相当額を減額するものでございます。続きまして、5目あります。観光施設費であります。委託料です。物件移転補償調査業務委託料として132万6,000円をお願いしてございます。これにつきましては河井継之助記念館の環境整備、隣接する民家、1軒が対象になっておりますが、その民家の移築、移転の補償額を算定するための業務委託でございます。続きまして、15の工事請負費であります。只見駅前広場の整地工事ということで197万9,000円をお願いしてございます。これにつきましては、駅前のイベント広場というところの、現在あの、更地になっておりますが、簡易

舗装での、簡易的な整備を予定してございます。尚、これにつきましては商工会からの要望等もありまして、この6月補正をお願いをして、夏以降の活用を図るという内容でございます。18の備品購入費につきましては、機械器具費として25万7,000円お願いしてございます。これにつきましては、田子倉レイクビュー、町の普通財産でございますが、レイクビューの備え付けてあります従物、動産。具体的には冷凍庫と電子レンジ。これが更新時期になってきてますので、これを1台ずつ更新するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○環境整備課長（渡部信安君） 23ページの土木費についてご説明申し上げます。土木総務費でございますが、給料から共済費につきましては定期人事異動によるものでして、その補正をお願いするものでございます。

中段の道路橋梁費、道路維持費につきましては、先ほど歳入でもご説明がありましたとおり、社会資本整備総合交付金が要望額の52パーセントしか割り当てがございませんでしたので、ここで財源の振り替えをお願いすることと、13の委託料につきましては橋梁の長寿命化工事。これ、山里橋を計画しておったんですが、2年間の施工となるために、どういう工法、足場等、仮設費を考えまして、どういう工法で2年間で実施していいかの設計書の入れ替えと管理業務の委託をお願いするものでございます。4目の道路新設改良工事につきましては、職員手当と共済費につきましては人事異動によるものです。24ページをご覧ください。続きまして、その委託料でございますが、これにつきましては館ノ川の逢川屋さんの下流側、只見川寄りに老人世帯の方がおりまして、冬期間、非常に難儀しているということで、冬期孤立住宅の解消のための測量設計委託費605万7,000円を計上するものでございます。

住宅費につきましては、先ほど歳入でも説明があったとおり、これ、財源の振り分けをお願いするものでございます。

以上です。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 続きまして、消防費でございます。1目、非常備消防総務費につきましては、給料から共済費までは人件費の精算による増減でございます。賃金でございますが、塩ノ岐川の搜索に係る現地案内賃金を増額お願いしてございます。続きまして、2目の常備消防総務費につきましては、地方債から一般財源への財源振替ということをお願いしてございます。

○教育次長（増田 功君） 25 ページ、教育総務費でございます。事務局費につきましては定期人事異動に伴うものでございます。給料、職員手当、共済費。続いて、26 ページ、教育総務費、奥会津学習センター費でございます。こちらのほう、備品購入費につきましては掃除機2台分でございます。既設のほうの、新設のほうでなくて、既設の男子寮のほうの掃除機2台でございます。

続きまして、小学校費。1の学校管理費でございますが、15の工事請負費でございますが、こちら体育館の修繕なんですけども、明和小学校の体育館の雨漏りがありまして、原因を追究したところですね、窓の枠からギャラリを伝って床にくるということで、道路側の窓のシーリング。そちらのほうの工事でございます。続いて、備品購入費とその次の教育振興費の備品購入費でございますが、こちらのほう、学校管理備品。そして教材備品でございますが、只見小学校。この4月から特別支援学級ができました。それに伴うものでございます。学校管理費の備品としましては35万7,000円でございますが、パーテーションや机等でございます。教材備品につきましては指導書等のものでございます。

続きまして、社会教育費。1の社会教育総務費でございますが、委託料、音楽演奏講座委託料ということで、先ほど歳入のほうでの説明がございましたが、県の事業を利用しまして、子どもがふみだす ふくしま復興体験事業でございますが、そちらのほうで、国体の時に利用しました楽器がまだございますので、そちらのほう、修繕を昨年、今年、かけておりまして、そちらのほうのトランペットやサクソフーンとかですね、そういうものを使いまして小・中学生が演奏講座を受けるものでございます。そして、受けましたら、その下の使用料及び賃借料でバス借上料でございますが、9月3日に魚沼のジャズフェスティバルに、その習ったもので技術を披露してくるということで、他県との交流をしてくるというものでございます。2目の文化財保護費につきましては、先ほどあの、県の事業が不採択になりましたので、その分は町の負担でサラサドウダンのほうの保全をしております。よろしくお願いたします。

すみません。失礼しました。給食センター費でございますけども、手数料、グリストラップの清掃手数料ということでお願いしたいというものでございます。使用料及び賃借料につきましてはコピー機の入れ替えに伴うものでございます。よろしくお願いたします。

○総務課長（新國元久君） 款の13、予備費であります。予備費6,353万2,000円の増額で調整をさせていただいております。

続きまして、28ページから給与費明細になります。28ページは特別職の方々の給与費明細。29ページは一般職の給与費明細ということですのでご覧をいただきたいと思っています。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質問の際にはページ数を最初に申し上げてください。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 3点ばかりお願いします。

ページ数、8ページ。関連しまして8ページと、20ページですか。文化財保護費。県のやつがだめになってというサラサドウダンの件でございますが、これ、32万3,000円ですか。ありますけど、これ、私ちょっと頼まれまして消毒をしたんですけど、だいぶ傷んで枯れております。で、それ、そんな消毒ぐらいのことではこれ治らないと思うんですよ。あれだけの大きい大木ですから、これ、なんか、もうちょっとよく考えて早く対処しないと、もっとひどい状態になるというような感じに見受けましたので、この辺、県の補助金だめになったから、これ単独でやられるということで良かったなと思うんですけども、老人会に消毒させたぐらいでおそらく、治まらないと思うんで、その辺の考え方、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、11ページ。これ、暫定移転の関係で役場前に森林組合行くということなんですけども、これ100万ぐらいのあの経費で、今、あそこの事務所使えるようになるんでしょうか。今、どこか入ってらっしゃって使ってらっしゃると思うんですけども、その辺、これ、100万ぐらいの改修費で大丈夫なのか。その辺、お聞きしたいなというふうに思います。

次に、20ページ。農業振興費でございます。これ、国の採択になったという話ありましたが、これ、今年度の申請、なんか、さっきの話だと4件、何件、4件あったわけですね。で、その4件あった、それは、これ法人でないと該当しないのか。認定農業者でも該当するのか。その辺の補助内容、ちょっとわからなかったものですから、ちょっとその辺を聞いてみたいというふうに思います。2分の1のやつと、機械類は3分の1だという補助でございます。これ、国の政策だと思うんですけども、これ、県、町は素通りの事業なんですか。町で上乘せ、若干されている事業なのか。その辺も併せてお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） 1点目のサラサドウダンの件でございますけども、昨年度、樹木医に診ていただきまして、それである、県の事業を使って保全ということ考えましたら、県の事業はだめだったんですけども、町のほうで単独でということ、状況としましては、木の外枠にコンクリートでこう、囲いが、囲いといたしますか、丸く囲ってるんですけど、あれが、水をなかなかこう、木のほうにはうまくいってないということ、そちらのほうを外したいとですね、あと肥料等やって、樹木医の診断によるものに対して施工していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） お質しの2点目の暫定移転に関する経費であります、今般あの、役場前の施設改修ということでございます。あそこの施設、現在、観光まちづくり協会で使用なさっておりますが、その辺も協議いたしまして、いわゆるあの、部屋をシェアしていくということで協議をしております。そういった中で今回の改修内容であります、一つは二つの団体が入りますので鍵、セキュリティ上、鍵が共通だとまずいので、まず鍵の付け替えをする。そして、もう一つあの、水まわりといたしますか、流しを1基設置したいというふうに考えて、大きなものはそういったところです。トイレ等も必要によっては改修出るかもしれませんが、できるだけ少ない経費ということで、既存の状況で使えるだけ使っていただく。で、必要不可欠の部分のみ、今回、改修をするということで進める内容でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） それでは、20ページ目、20ページの農業形態育成支援事業補助金についてであります、4事業者申し上げます。一つ目が塩ノ岐農作業受託組合。これにつきましてはコンバイン、農作業用機械でございます。これは3分の1補助でございます。金額として416万6,000円。もう1点、梁取農作業受託組合。これにつきましてはトラクター364万9,000円。補助枠です。施設事業ということで、乾燥機の倉庫765万7,000円。もう1点、三瓶農園。餅加工施設ということで、補助枠が1,000万であります。最後、ライズサプール。農業用機械コンバインが7,008万4,000円。施設ということで、すみません、708万4,000円です。で、冷蔵用機械施設、冷

蔵用等施設なんです、2,610万6,000円でございます。助成対象なんです、国の補助の内容なんで、かなりあの、面倒くさい中身になっておりますが、要約しますと、農業者等の組織する団体ということで、農業組合法人、農業組合法人以外の農地所有法人。特定農業法人及び特定農業団体。農業地利用改善団体。あともう一つが農作業受託及び共同化、その他農畜産物の生産加工流通販売を行う法人ということで、そのほかあの、産業法人のうち、いろいろな要件を満たす法人。事業実施等が認める団体ということで土地改良区、農業委員会、第三セクター等というような内容になっております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 大体理解いたしました。

1番目のサラサドウダン。そういうことでしたら、安心、ちょっとしました。あそこの土地は非常に、壁土で悪い土質なんで、ちょっと心配だったものですからお聞きしました。それでちょっと安心しました。引き続き、あそこ、ちょっと見ていかないと、日当たりも、まわりの松、赤松が伸びすぎちゃって、すごい日当たり悪くなっちゃって、なんかちょっと心配だなというふうに、見た目でも思われるんで、その辺もちょっと、樹木医さんとかに相談されたらどうかなというふうに思います。

2番目にお聞きしました役場の前の、昔の、なんですかあれ、NTTですか。あそこもあの、非常にあの、私もわかるんですけど、工事、前やらせてもらって、水まわり非常に悪いです。特に下水関係なんかは非常に悪い状態なんで、こんなもんで使えるのかなというふうに疑問があったものですからお聞きしました。

そして、農業の補助金。これ、わかりました。これ、ある程度大きい法人に対しての助成だということですよ。これは理解しました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

3番、藤田力君。

○3番（藤田力君） 2点ほど伺います。

1点目は、11ページの、11ページの7の賃金の学生アルバイト賃金50万。まあ、夏休み中、只見高校の生徒をというお話がございました。私はあの、こうした只見高校の生徒が、こうした地域のいろんな介護施設を含めた職場を体験するということは、やはり将来の只見に就職していただきたいという考え方から、大変私は結構な予算計上だなというふうに

思っております。でき得れば、第三セクターの湯ら里なんかは、やはり法的にはまずいんでしょうか。まあ、そういったところも私は職場的には大変良い場所かなというふうに思っております。

それと、今ほど質問ありました20ページの農業形態育成支援事業。これ、5,800万。今朝の福島民報見ましたら、只見町の6月補正で、これと倉庫の改修といったのが上程されたというふうに出ております。まあ、今回の補正が1億1,000万の中で5,800万という予算なんで、大変こう、大きいなというふうに思っております。そして、私も若干ですが、農産加工的な仕事を片方でやっておりますが、こうしたことについて、私は5月26日の経済文教常任委員会で、この説明、今ほど課長からあった説明を聞きましたが、やはり私は、こうした多額の補助金が、やはりどういうふうに町民にお知らせされたのか。やはりそれは、私は大事なことだなと。まああの、決して、補助を受けられる予定の団体まで今、担当課長は説明されましたが、私はやはり、基本的に只見町はおしらせばんという広報のシステムっていいですか、広報ただみは月1回です。で、おしらせばんは毎週出ている、町民に対する基本的なお知らせなんで、私はこういったのに載ったのかなというふうに思っております。

以上、2点伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） アルバイト賃金についてご説明を申し上げます。

大変、前向きなご理解をいただいております。たしかにおっしゃるとおりです。湯ら里あるいは振興公社。こういったところもございまして、まああの、一般財源でありますし、一般会計でありますので、そういったところの部分が可能なかどうか、検討させていただいて、可能であれば、そういったものも考えさせていただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（渡部高博君） 20ページの農業形態育成支援事業の件であります。まずあの、国の補助金の制度について、若干、説明させていただきたいんですが、国の補助金の制度はですね、申請期間が非常に短くてですね、この補助金につきましても、通知から大体2週間程度で申請を行っております。2月下旬に通知がありまして、3月上旬には県への申請を行っている状況であります。ご指摘のとおりあの、おしらせばん等で周知すべき件だとは思いますが、周知後の対応では間に合わないというケースが多くあります。そのため

すね、各農家さん、より要望のあがっていたケースについて、農家さんのほうとこういう補助金が出ましたよということで相談させていただきまして要望の手続きに入った次第であります。本当にこの、3番議員おっしゃったとおり、周知方法、かなり難しいとは思いますが、私もあの、そのとおり考えておりましたので、課員のほうには連絡しまして、この対処方法を検討中ですのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、よろしいですか。

○3番（藤田 力君） 総務課のアルバイトについては、そんな形で、是非ご検討をお願いしたいと思います。

それで、この5、800万の補助なんですけど、やはり、やっぱり私はあの、いくら国からの補助金とはいっても、これは誰かが納めた税金あるいは借金だと思います。ですから、今、担当課長がお話あったように、2週間しかない。2週間だって、そのうち、おしらせばんは間違いなく1回は出るというふうに思いますが、やはりその、どういふその、農家さんから要望があがっていたというお話でしたが、私あの、認定農業者の方にも電話で、こういった予算が今、6月補正にあがるんだけど、あんなところはこういうお話があったかという話を電話で確認したり、同僚の農業をやっている議員さんにも確認したりしてみましたが、そうしたことはない。私は極めて、もうちょっと、いくらなんでも、5、800万ですよ。いくらなんでも、私はもうちょっと広報をきちんと、基本的におしらせばんには載せるんだといったようなことが私は絶対必要だと思います。これから検討するとか、課員に連絡するなんていうことは、逆を言えば、今までずっとこういう形だったのかなという疑問さえ持ちちゃうんですよ。そのあたりはやはり、私は、もっともっと、こうしたことに注意を払っていただくか、あるいはこうしたものが、もしも追加ができるのであれば、是非、町内に、できないっておっしゃるんじゃないかなと思いますが、私はやはりあの、こうした2分の1とか、あるいは3分の1、事業主体によっては補助金額で2、600万ですよ。こうした補助金が、その、おしらせばんにもものっかないで、6月補正の予算の目玉的予算にあがるということ自体が、私はなんとも納得いかないんですが、どうでしょう。担当課長はもう精一杯、そうした考え方、反省等もされておると思うんですが、やはりこれは、何とも仕方ないです。

町長、一言。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 本件につきましては、ちょっと経過の点に、私もちょっと疑問も持つ

たところがございます。ただあの、最終的に国が認めたということで上乗せ措置は一切しないでトンネルでということで最終的には了承いたしました。それで、たしかにあの、こういった国の方針といいますか、そういった変更の中で地方が振り回されているところありますので、確かにあの、ご指摘のとおり、周知をできないというのは問題はあると思いますので、この点はこの、今後、このことのないように、十分承知をしながら、あとは事前に各認定農業者等の方がどういうことを要望されているかという情報をつかんでおけば、ある程度流す方法もあったかと思っておりますので、そういったところも踏まえながら、これを反省材料として取り組まさせていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 町長から、経過にとって、経過を聞いたが、疑問はあったがといったような話がありました。やはりですね、あの、この際だから言わせてもらいますが、こうした大型の農家が、要はどんどん大きくなっているというのが只見町の農業の、農家の、要は実態かなと。で、今回だって、これに載らなかった、欲しいんだけどもあげてもらえなかった農家っていうのは、私は、直接も知ってますし、私は必ずいらっしゃると思っております。これが不平等と言わず何なんでしょう。私はやはり、同じ町に住みながら、そしてこうしたものに対象になる農家さんと、そうでない農家さん。このことをやはり、町長、よく考えてください。そして、やはりあの、そうした役場職員の方々も忙しいでしょうが、やはりあの、現場に出させていただきたい。で、県知事は必ず挨拶されるとき、現場主義ということと、スピーディーということをおっしゃいます。私はその現場主義とスピーディー。これは只見町にとっても重要なことだというふうに思います。やはり今の農家さんが、どういうふうなことに悩んで、どういうことを行政に期待しているのか。それを是非あの、現場に行って聞き取っていただきたい。昨日も話に出ました。只見線乗ってくると、上町にくると、もう藪の向こうに町があるといったようなお話もございました。そうした農家の方々が、本当に何を期待し、町政に対して何を考えているのか。是非、町民の、役場はとっていただきたい。最近の農業政策、私も関心もあったり、自分で、まあ、1.4ヘクタールですか、今、えごまを作ってます。そんなことから、やはり農業について、あるいは耕作放棄地について、地域おこしについて関心を持っているつもりです。そうした面からみますと、今のそういう関連の、例えば昨日も出ました伝承製品の扱いとか、あるいは道の駅のこととか、そうしたこと、いろんなことありますが、行政の皆さんのほうと農家のほうは随分と距離が遠い。その

ように私は強く感じております。ちなみに、今年もたしかあると思うんですが、畑の振興対策のために補助金が出ますよといったようなことで、私はあの、えごま振興会の事務局やっているものですから、町から補助金出んだから補助金もらうべということで、そこの家の申請書類を全部私書いて、去年、そこの家で判子押して役場さ持って行ってけろという話をしましたが、俺はやだと。役場から補助金は、はあ、もらわねえと。まあ、そういう農家さんさえもいらっしやいました。それはやっぱり、補助金もらうとやだといったような話もございました。ですから、担当課は是非とも、そういう声を聞いて、役場は補助金出しているいろんな政策をしているわけだから、そういったことを是非あの、考えて、なんでこの補助金が使えないのか、使われないのか。去年もありました。いろんなものを補助金が、当初にあげて、12月に落とすといったようなことを私も指摘しましたが、あんまりにもやはりそういうケースが多いというふうに私は思っております。あれもこれも申し上げて大変恐縮ですが、町長、一言お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） ご指摘のありましたように、行政と生産者がかい離するということは非常に悪いことだと思いますので、できるだけ現場の意見を取り入れて、そういった形で行政を推進するよう努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 24ページの款の8、土木費。4の土木費の道路新設改良費の13の委託料。測量委託料で、605万7,000円計上されております。担当課の説明は、この委託料は館ノ川の逢川屋の隣、只見川沿いのところに道路の測量をやるんだという説明ありましたがけれども、これはあの、一軒屋対策であろうなというふうに思います。測量してどれくらいかかるのかわかりませんが、私はこの、前に話が出ておりましたけれども、用地が決まらなくて今日に至ったわけではありますが、まったく平坦地、畑の中に、私道というか、自分で最終的には舗装されております。ちょうど国道から5・60メートル離れておりますけれども、この方は、昭和29年から41年にかけての滝ダム建設の頃、十島から移転されてきた佐藤さんの家だろうと思うんですよ。私、この一軒屋対策について、毎年この、一つか二つ出てきますけれども、3点ほど、担当課長の取り組み、今までの認識等聞いてみたいのでメモしてください。

まず1点目は、一軒屋対策の道路整備はどのような効果があがっているのかということひとつであります。二つ目は、整備対象となるのは、この一軒屋対策の整備対象となるのは、どのような、どんなところか。道路から離れていけばよいのか。また、年寄り、一人暮らしの人が、制約されているのか、ないのか。それから三つ目は、一軒屋対策として道路整備はいつからやっているのか。いつからやっているのか。実績と未整備のところの整備計画と、完了は、この一軒屋対策はいつ頃になるのか。これは随分前から一軒屋対策としてやってきました。私ども、私はまあ、平成4年に議員になりましたけれども、只見から私と菅家俊一君と卓君が出ておりましたけれども、あの頃は一軒屋対策を、あそこの道路を俺がやったんだと。先輩議員のあれがやったんだという話がよく出ておりましたので、私ども三人で相談をして、やはりこれは俺がやった、これがやったではなくて、やはり町に、町内全体に一軒屋対策として取り組まなければならない箇所を調査をして、そして、一軒屋対策は年次計画の中でやってほしいというようなことを議会で申し入れをしました。当局に。まあ、その後、当局はそれなりに取り組んで今日に至ったわけではありますが、先ほど、午前中、町長が、人口ビジョンの中で事業をやることについては効果があるんだと、効果が出てくるんだと、整備事業に。そういう意味で、私は一軒屋対策の道路整備はどのような効果があって今も続けているのか。あなたがおっしゃったのは、冬期間、難儀されているのでという話を聞いて、疑問に思ってメモして申し上げているところですが、この3点。あなたは事業下で長く取り組んでおられた経験者であります。それと、やはり、現場主義ということをおっしゃったけれども、関連で申し上げますが、舘ノ川から石伏線。あの道路は電源開発の作業道として現在は舗装されて町道になっているのかもわかりません。スカッポ、2メートル以上で、両側1メートル以上に、歩道というか白線のところに出ております。只見は一年に一回、雪まつりをやります。いや、水の郷まつり。その時は石伏でやっておりましたけれども、課長さん達が、管理職が草刈りをした経過もあります。また運転手の三瓶君も草刈っていただくこともあります。あるいは事業所頼んで。あなたはあそこの道路通ったことはありますか。現在。大変なスカッポで、事故に逢うよ。あれは。カーブもある。まあ、そういった意味で、ここお聞きしますが、この3点、説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（渡部信安君） まず1点目ですが、道路改良した場合、どうなるかということなんですが、今現在あの、これ、昔は一軒家対策、議員おっしゃるとおり一軒屋対策でし

たが、最近になりまして、克雪対策住宅解消ということになっております。今現在、使われている道路。この一軒屋というのが昔でいう六尺道路。非常に利便性が悪くて、舗装にもなっておりません。で、雨が降るたびにかなりの難儀をされておりますし、ましてや冬期間、かなり難儀されていて、除雪車も、小さなハンドロータリーの自動車も入らないということです。その解消をしてやりたいというのが第一の目的でございます。で、あと整備の件数ですが、今現在知っておるところによりますと、この計画はおそらく20年前程度に立てられた計画でございまして、今のところ、私が知ってる範囲では17軒やっておられます。最近になりましては白沢地区もやっておられますし、残りにつきましては、残り3軒だと覚えております。で、来年度につきましても布沢のほう要望がございまして。それである、その整備延長なんです。先ほど2番目として整備延長と言われましたが、概ね50ないし100メートルの範囲内で今整備をしているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） そうするとまあ、3番目のことからやります、お聞きしますが、あと3軒残っていると。3軒残っているということ、いつ頃、それ完了ということをお聞いているわけだが、年次計画で言うと、3年後にはこの只見には一軒屋対策、前は一軒屋対策、一軒屋対策でやってきましたけれども、一軒屋対策のような事業はないわけですね。それ一つと、それからあの、最初のことはわかりましたが、一番先言ってる、その効果、効果は、どのように、やってくれて良かったということだけ。まあ、この一軒屋対策というのは、私はあの、議員になったばかりの頃ですけども、新町の、役場に長くおられた五十嵐百合子さんが、春先、3月だったんですけども、道路がなかったんですよ。救急車が来て、そして、消防士が担架を乗せて道路を出して、万歳橋で息を引き取られたと。病院に行ったときはお亡くなりになった。万歳橋までだ。よくよく、診療所、まあ、昔の旧診療所でしたから、診療所の出口で、入口で息を引き取ったと。これが道路あったらなというようなことがあって、大変、議員達も、町当局も、長く役場におられた方でありますので、まあ、今、記憶に残っております。またあの、亀岡で一軒屋対策、熊倉か。熊倉か亀岡、三瓶平和君の家だったんですけども、火事になった。あの時、町で消防車、交付税受けなくて、交付団体だったから。だから昭和39年か42・3年の頃、火災になったけれども、前ってのほうには堀は良いあな、あったんですけども、なかなかやっぱり、延長ホースが難儀して、手前のほうのあの杉林から取った

記憶してる。私、消防担当しておりましたけれども。消防車、私乗って行ったんだけども。あの大きい家がまあ、丸焼けになったわけだけでも。やはり、そういう、年寄りがいるからとか、そういうことでなくて、やっぱり酒配達するにはビール瓶は重いわけだし、郵便配達も、それから宅急便もあるわけでありますから、やはり3軒ぐらい残して、あとみんなやったというようなことであれば、大変結構なことで、郵便配達助かるでしょう。私の言いたいのは、やっぱり、その家だけでなく、一般の人も、配達する事業所もお互いに助かるわけだから。一軒屋対策で。もう一つ言いたいのは、60メートルくらいのところの平坦地で測量費600万というのは、あれ、出来高でやれば、600万ぐらいで俺はできるんじゃないかなというふうに素人考えでは思うんですよ。平坦地で、何のあれもねえ。(聴き取り不能)のどこ。何本かの測量委託料かなと思ったんだけども、逢川屋の隣の道路となれば、あれしかないというふうに想定して申し上げるんだけども。見積もりを取って、そしてやられたんだと思うんだけども、あまりにも高い測量委託料だなというふうに認識しましたが、その辺の、私が申し上げることが、そうでねえんだと、相見積をとったんだと、実測したんだと、役場では。そう言い切れるのかどうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（渡部信安君） 一つ目の設計費が600万と高いとおっしゃった原因ですが、これ、用地費も入ってございます。それに、後ろのほうに、用地費でございませぬ。用地測量も入ってございます。その後ろのほうに、県で河川の堤防、5メートルの道路がずっと走っております。それにとりつけるまで、ちょっと計画して、集落のほうと相談したいがために、メートルがちょっと多くなっておりますので、これはご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 今、後段で申し上げてご理解なんていう答弁ないでしょう。私が言ってるのは、あなたが逢川屋旅館の隣、只見川沿線のところの道路を測量。私はこの測量費、何本かあるのかなと思ったら、あなたはそれも冬期間、難儀すっからということだが、用地費は入ってないということなんだけども。その中で、あれ、佐藤さんの個人の、まあ、畑を道路にしてあるわけだから、それ、今度、町道とするわけでしょ。測量して、町道にするには、やっぱり、地方交付税の算定になる公道となれば、4メートル以上、3メートル60さ、20・20の法面で4メートル。あるいは両脇さ側溝入れるのであれば5メートル。50・50の両側。相当なその土地を佐藤さんは提供、寄付採納の願ひが出ているのかどうか。そ

の分も買収することになるのか。将来。それは測量やってみないとわからないということでしょうけども、私あの、後段に、あの分も入ってる、取付の分も入ってるなんちゅう、測量出すのであれば、測量費としてこれ600万出すのであれば、何故、もっと丁寧な説明を、私のような者に、このような再質問までさせるんですか。時間のあれだけども、まあ3回目だ、終わりますけども、やはり、丁寧な説明を受けると質問したくなるんだし、わかるから。わかんないから聞く人もあるわけだ。俺はわかんねえ、わかる別として、やはり、答弁、慎重に、丁寧に、していただければなというふうに、質問3回目ですからやめますが、やはり、本当に600万かかる測量の場所ではないんですよ。出来高で600万て言うたら、いいごどや。非常に高い測量費だなど。60メートルの平坦地の600万か。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（渡部信安君） 大変失礼しました。詳しく説明すればよかったです、延長は100メートル。幅については今のところ5メートルを考えております。で、その用地も、（聞き取り不能）にどうされるかも検討して、用地測量もかけております。で、この設計が600万というのは、もう、普通のあの標準設計書を使っておりますので、どうしてもこの金額で出てしまいますので、こういう形になっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） それでは、館ノ川にもう1軒あります一軒屋からやってまいりました目黒道人と申します。私質問しますのは、11ページ、総務費の7番、先ほどもあの、藤田議員から学生アルバイト賃金の件でありました。これ、まあ、ざっと何人ぐらいを想定されて50万円の予算でしょうか。

それともう1件。12ページの総務費、13番、委託料。駅前チャレンジショップ。これ、残念ながら事業費がですね、不採択ということで減額になってますけれども、事業内容は大変あの、意義ある内容ではないかなとは思っていたところなんです。なので、午前中の一般質問でもしましたけれども、こういったものはですね、なんていうんですか、地域のためになりますし、是非あの、補助事業をですね、ぴったりのものが出た際には、またご検討いただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 11ページのアルバイトの積算であります。一日あたり5人ほどを20日分ということで概ね想定してございます。述べ100人役程度ということで想定をしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（星 一君） 13、創業支援推進事業委託料についてのご質問でございます。おっしゃる通り、今回、残念ながら補助採択がなされなかったということで減額をさせていただきました。こちらあの、先ほどご説明を申し上げましたとおり、にぎわい、駅前のにぎわいと創業支援ということについての事業を予定をしておったということでもあります。議員おっしゃったとおりですね、町としてもそのようなことで、今回、事業化に向けて実施を検討したところでありますので、おっしゃるとおりですね、その財源が見つかり次第、前向きな検討をしていこうということで考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） すみません。今、ざっくり、5人程度で20日程度と申し上げましたが、一日あの、町職員と同様の7時間45分では現時点想定しておりませんで、概ね、一日7時間程度ということで、本人の希望、あと職場の状況によって、時間もっと短くする場合もありますし、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 13ページの備品購入費。只見振興センターの備品購入費41万5,000円あがっております。これはあの、この後、28年度からのいわゆる繰越明許費に1,400万ほどあがっておりますが、この辺の関連がちょっとわからないということが一つと、本来、新しくできた施設の備品は当初予算ではないのかなど。この辺の疑問があります。これが1点。

で、二つ目は、26ページの教育費の、への音楽演奏の委託料。これ、大変、文化交流ということで、良い事業だなというふうに思って聞いておりました。もう少し、内容、どういう内容を、まあ、魚沼という話出てまいりましたけど、もう少し詳細をご説明いただきたい。これが二つ目であります。

で、三つ目は、同じく教育費の給食センター費のグリストラップの清掃手数料。まあ、額は少額でありますけども、本来、こういった管理的な予算というのは、本来は当初で計上な

のかなという感じを持っておりましたので、この3点お尋ねをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 今の質問にお答えします。只見振興センターの備品関係についてですが、机や椅子やロッカー等を12月補正で計上しまして、3月末までに納入予定でしたが、工事のほうは3月ギリギリになってしまいまして、今度あの、3月末にトラックとかのチャーターの関係が出てしまいまして、それが間に合わず、繰越事業で4月の11日にそういったものを納入することになってしまったので繰越事業にしております。今回、補正をお願いしたのは、私のほうでちょっと手違いがありまして、時計とか、そういった小物関係を計上するのを忘れてしまったというところで、時計と掲示板。これは設計上、掲示板ちょっとなかったものですから掲示板をお願いしたいと思います。あと集会場に、宴会というか、講演会とかやるときにタイトルを付けるボードが付いてなくて、こちらのほうも今回お願いするようになりました。あとシュレッターについては4月までは使っていたんですが、途中で壊れてしまって、修繕するよりも買ったほうが安くて、3万円にもならないものですから、そちらのほう、今、見積もりだけ出すにも、直らなくても5,000円ほどとられてしまいますので、新規に購入をお願いしております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） お尋ねのありました、最初、あれですね、音楽演奏のほうでございますが、こちらのほう、あの、東京のそのジャズスクールというところがありまして、そちらのほうの講師の方、約6名。そして、コーチ二人。そして、スタッフの方に8月30日に来ていただきまして小中学生に指導いただきます。そして、それから9月3日の魚沼市でサマージャズフェスティバルと、恒例でやっているイベントあるんですけども、それに向けて、今度あの、そこで教えてもらった、8月30日に教えてもらった技術を、今度あの、それだけではなかなか、ままならないということで、音楽研、只見町の音研にまた継続して指導してもらって、バスに乗って魚沼のほうで発表して、そちらのほうの、魚沼のほうの子供達と交流するというものでございます。

続いて、グリストラップの委託料でございますが、こちらのほうあの、説明、丁寧にすればよかったと思いますが、当初予算でも計上しておるんですけども、回数がちょっと不足しておりますので、それで今回、その不足分の経費について計上するものでございます。よろし

くお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 一つです。ページ、12ページの9の情報システム管理料。この補正で、社会保障・税番号システム整備委託料、566万増額となっておりますけれども、これの、これはあの、国が委託していて、各市町村がこのシステムへの直接繋いでいくという形に、ちょっと正式名称忘れましたが、そこの関連だと思うんですが、これ、ずっとこの間、委託料で出てきているんですが、それと、この560万と直接関係はないんですが、この9情報システム管理料の中にはほかのシステム管理料もあって、これの委託先、契約ですね、これがどのようにそれぞれの委託先が行われているのか。当然これ、国が、大元は日立とか、三菱とか、IBMとか、いろいろな大手と、五社と契約してこの制度やっております。で、同時に、その市町村が繋ぐところもそれぞれ会社あります。で、そういうところの紹介でこの委託料を決めているのか。それとも町単独としてこれを決めているのか。その辺の、この間ですね、これは当初決まった時からずっと委託先は同じなのか、どうなのか。その都度この整備委託料というのは、その都度、予算の都度違うのか。もうこれが始まった当初からずっと同じ会社なのか。それを一つは伺いたいと思います。

それと、個人が今、町民が、実際に今申請している数、いわゆるカード申請、去年、たぶん、今頃だと280か300ちょっとだったと思うんですが、それが今、現在、何名登録手続きがされているのか。その2点についてお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） まずお質しの前段の、委託関係であります。内容といたしましてはあの、これ、議員、ご存じだと思いますが、実際、運用が部分的に始まっております。今後始まるものもございますので、この運用に向けたテスト。そしてあの、本番の稼働等のものがございます。業者さんであります。実際、こちらで今使っておりますその業務、税であるとか、そういったところの業務と連携をします。町としましては、現在その、町の業務といいますか、住民基本台帳であるとか、税であるとか、そういったものを委託している業者に委託をしてございます。部分的に、全部同じ業者ではございませんで、健康管理等は別の業者に委託しておりますので、その部分はその業者に、こういった創業運用のテスト、実際のそのシステムを使ってのテストになりますものですから、そこと契約をしてご

ざいます。始まった時から同じ業者かということではありますが、始まった時から町のそういった業務系の基幹システムの業者さんは変わっておりません。そして、健康管理関係の業者さんも変わっておりませんので、そこと今までこういった契約をして整備を進めてまいっております。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） マイナンバーの登録件数のお尋ねでございますが、大変申し訳ありませんが、ちょっと、資料、持ち合わせがありませんので、後程ご回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸君。

○11番（山岸国夫君） じゃあ、後程と、2番目の町民生活のほうは後でお願いします。

それと関連して、この個人の申請の関係なんですが、これ、顔写真つき、それと、チップ入るということで、この免許証だと3年とか5年で変更手続きになるんですが、このマイナンバーのカード申請の場合は、1回申請すれば、一生それで使えるという形で、の認識でよろしいのでしょうか。というのと、それと同時にですね、先ほどのあの、税番号システムのこの委託料の関係なんですが、先ほど住民基本台帳とか、税務の台帳とか、いろいろそのシステムがあります。で、保健福祉課のほうは健康保険だとか、これ、システム、それぞれあると思うんですが、これを新たにですね、その上に立って社会保障・税番号システムがこれ導入されてきてるわけで、そういう点ではこのシステム上で、同じこの、実際にこう、電子機器扱っていて、そういう保守業務やら、を含めてですね、扱って、こういうのは競争入札とか、そういうのはなしで、もうそのまま、向こうの言いなりの単価でこう、入札するような形になるのか。その単価の決め方は、どんなふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 基本的にあの、システムでありますので、その、今おっしゃった国民健康保険であるとか、住民基本台帳、そういったものを構築した業者さん以外が、そういったものに手を加えるということがかなり困難であるということがまずあるということをお含みおきをいただきたいと思います。そのうえで単価であります、基本的に国等の補助がありますものは国で補助基準額が示されます。概ね、それで作業ができるものもありますけれども、中には部分的に足りないといった状況もございますが、そういったもので補助対象につきましては国で概算の補助基準額等お示しになるので、そういったものは参考にさせ

ていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） マイナンバーカード発行されたら一生使うものかというお尋ねだと思いますが、子供につきましては、ちょっと今、はっきり年数は忘れましたが、何年か、5年ごと等に再発行するというふうに記憶をしております。尚あの、詳しいことについては、先ほどの件数と一緒に、後程ご回答させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番。

○11番（山岸国夫君） すみません。今の関連でですね、特に一番心配なのは、セキュリティーの関係ですね。これらの情報が漏れれば、膨大な個人情報、今のネット社会では、もう広まったら止まらないと。で、これはアメリカでもこの制度そのものは、個人情報の保護の観点から、これは否定されてます。マイナンバー制度そのものもね。という点で、そのセキュリティー対策。ソフトはあっても、この間は人的にその、カードを持ち出されたりとか、漏れたりとか、いろいろ、様々あります。で、やろうと思えばですね、ぽっとポケットに入れちゃえば、メモリーカードなんてわかんないわけですよ。でまあ、そういう点ではかなり危険度がある中身なんで、これは一切もう、100パーセント漏れちゃだめだという中身なわけで、その辺のセキュリティー対策はどのように考えているのか伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今のお質しであります。100パーセント漏れてはだめだということはまったくそのとおりであります。そういった関係もありまして、ひとつにはこういった、マイナンバー関係の作業、当然あの、契約業者と詳細なその契約情報に対する契約もいたしますし、また作業にあたっては可能な限り、職員も立会もいたします。そういったことであの、万全を期したいということが1点。併せまして、ほかの情報管理についてもそうなんですけれども、昨年まで様々、多大な予算をお願いして構築してまいりました。セキュリティークラウドであるとか、セキュリティーの強靱化であるとか、そういったところでも情報漏れは防ぐ努力はしてございます。さらには今ほどおっしゃいましたそのUSBであるとか、メモリーですね、そういったことにつきましても今後とも、従前からやってまいりましたが、職員に対しての周知、そして、指導等は行ってまいりたいというふうに考えて

ございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 今さら恥ずかしいわけですが、暫定移転に関する改修費。これはあの、伺いますが、旧 N T T 所有の建物で、そのまま町に所有権が移転されて、今、普通財産という管理の方法でやっておられるものか。これについて改修するという意味だと思いますが、なんのための改修なのか。それから 3 番として、改修すると、どのような改修ができるのか。いや、どのような効果が得られるのか。これらについてお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今の件であります、旧 N T T のものでありまして、町が取得をしております。その後に教育委員会が使ってございまして、現在は行政財産と、倉庫ということで行政財産ということになってございます。そしてあの、改修の効果であります、2 階を現在、話し合いをしております想定しておりますが、その中で水場、今現在、一つになっておりますので、それを二つに分けるとということで、2 階をうまく分けてお使いいただくということでの…

〔発言する者あり〕

○総務課長（新國元久君） 観光まちづくり協会。今現在使っておりますので、そこもお話をしてございまして、そこ只見町森林組合がうまく分けて使いたいということになります。そういったことであの、二つの団体さん入られるということになりますので、セキュリティーの面から鍵等の付け替えをさせていただきたいということでもあります。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 話はよくわかりましたが、これのその、まあ、公益法人なり、私人ではないと思いますが、条例上で見れば、これに貸す際に、無償で貸し付ける。または提言した価格、時価より安い価格で貸すとは書いてあるが、その相手方の業務に対して利益を得るような形での修繕費を払っていいとは書いてないんですが、相手方に、業務に際し、有利である。効果的である、それに対して貸す側の町が経費を負担するということの根拠というのはどこにあるのか。私、今あの、財産の交換譲与、無償貸与に関する条例を見てお伺いしておりますが、この中に物品については（聞き取り不能）ますけれども、物品以外のものについては、いわゆる、ざっくりばらんに言えば、公益法人なり、公に資するものであります。こ

の辺、その、たしか、森林組合さんは、公益法人ではない。その方に貸す。おのず、貸すという根拠が不明確だな。わからないんであります。私わからないから聞いてます。貸す根拠。それからその、何故その、改修して、いわゆる、いってみれば営利業者さんの利益に供する効果を得るために町が税金を使うのか。これがわからない。で、これはまあ、いただきたいものでありますが、これに係る貸付契約、期間、賃料。あるいは、いや、その辺のこの、ずっと前からこれ、あるわけでした、契約に基づくものかどうかまず伺いたいの、これ後で結構ですから、契約書を見せていただきたい。2点目はつまり、2問目は以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今般の貸付であります、只見町行政財産使用料条例に基づいて料金を徴してお貸しをしたいということでもあります。それである、今現在、協議をしております、まだ貸し付けはしておりませんので、その実行にあたっては契約書と、貸付の契約書ということになるかと思えます。それにつきましては、契約の後にご覧をいただきたいというふうに考えます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） よくわかりました。さっき、ちょっと見えなかったのは、貸付賃料と書いてあったの見える。賃料をとるんであれば、これはそれ自体が、そういうことでわかりますが、そうすると、私にいただきたいという意味は、従来からの、つまりここを使用していた時期もあります。その時の契約書。それから今後契約されるであろう、契約されたら、契約。勿論、賃料をとってあるというのであれば、これはあの、なんら、修繕料について問題視するものではありませんが、その辺が恥ずかしながらわからなかったものですから、確認をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ありがとうございます。ここの契約は後程、ご覧をいただきたいといえますか、後でお渡しをさせ…

〔発言する者あり〕

○総務課長（新國元久君） で、あと、将来の分は契約の時点以後ということでご了解をいただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） 22ページ。観光施設費の15工事請負費。只見駅前広場整地工事で197万9,000円。先ほどの説明では、イベント広場として使う。その簡易舗装だという説明でした。この、どのくらいの広さを簡易舗装するのか。そしてまあ、この駅前広場に関しては、いろいろの今、計画が、駅前再開発、中心市街地、再開発事業で、商工会で計画を立て、そして役場で、我々議会にもいろいろの説明ございましたが、そことの関連とか、それで、今回の整地。一応、まあ、何十億からの予算の中の、今回、1億いくらの補正の中の197万9,000円。さほどの金額でないように思われますが、それでも197万9,000円の部分で簡易舗装をするという、まあ、事業ですので、その辺のところの説明をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 観光施設費の工事請負費につきましてのご質問でございます。この場所につきましては、駅前。そして町有地。町の土地であります、現在あの、ベンチ等置いてあります区域を、面積的には約600平米ほど整地をします。これはあの、私、簡易舗装というようなことを言った後に、簡易整備というふうに言い直しましたが、簡易舗装ではなくて、簡易整備です。というのは、砂利敷きです。これはあの、大塚議員おっしゃったとおり、駅前の中心市街地の活性化計画。そしてあの、道路改良等もありますので、そういったあの、完全なる舗装をすべきではないということで、今回、砂利敷き等でイベント使用に耐える整備を行うというような内容でお願いしているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、大塚純一郎君。

○2番（大塚純一郎君） その砂利敷きのほうを私が聞き漏らしましたけども、私、簡易舗装だって良いと思いましたよ。それは。やはりその、ここの場所の使い方。それから、今計画しているものとの整合性とか考え方で、例えば駅前再開発の計画が何年後になるとかを考えていけば、その間の、そのイベント広場としての使用であれば、砂利敷きよりも、例えば冬期間の雪まつりも考えて、どれくらいの広さっていうのは、その辺で聞いたんですけども、そういう中で、砂利敷きでやってみたけども、やっぱり不便があるようなら、簡易舗装で考えて、それも、いろいろのその事業、これからトータル的に考えて、だからこの部分は必要だから600平米の簡易舗装が必要だっていうふうになるなら、それはそれで私は納得するんですけども、かえってその、砂利敷きでイベントとして使うのにどうなのかなっていう私

は今、疑問を、改めて思いました。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） まずあの、砂利敷きでの簡易整備ということですが、当初、簡易舗装も検討しました。検討しましたが、これはあの、例年、ここの雪まつり、それから除雪等によって、この簡易舗装がもたないということが技術的に判明したために、正規な舗装をしますと、先ほど申し上げた県道改良にも一部かかってしまうと。そこが、きっちりあの、線引きをして、今後の土地利用、中心市街地の計画。その計画と整合性を図るためにも、今、そこは、その計画にまだ、計画に示されていない、計画ができていない状況ですので、今言った簡易整備での一部砂利敷きで当面、使用をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 1点だけお伺いします。22ページ、観光施設費の中の物件移転補償調査業務委託料についてお伺いします。これ、塩沢の河井記念館のところの住宅であろうかと思えますけれども、これ、あの、業務調査をした後ですね、今年度、降雪前に移転を考えていらっしゃるのか。もう一冬、我慢していただいて、来年度以降に移転されるのか。どういふふうにお考えなのか、そこだけお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 河井継之助記念館の環境整備につきましては、昨年らい、この地権者、地主の方とも協議をさせていただいております。今般あの、この委託料をもって物件移転の補償額を算定するための委託料をお願いしているものでございます。それによりまして、実際に移転が可能なのかどうか。そして移転先につきましても、年度内、年内、雪降り前に、その環境が整うかどうか。これはあの、その業務を行って、その後の交渉によって進むものだというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君） 順調にいけば今年度中ということも有り得るということですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） これにつきましては、当事者の協議が整い、また、必要な予

算を議会のほうでお認めいただければ、そのような状況になるかと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

〔「あります」「反対討論です」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 平成29年度只見町一般会計補正予算（第1号）。これについて、反対の討論を行います。

全体としては認めたいんでありますけれども、ただ、私は私なりに筋は通しておきたいと思えます。それは先ほども質疑いたしましたように、12ページの社会保障・税番号システムそのものについては、これは国の制度も含めて、この制度そのものに反対でありますから、この制度の予算について計上されている部分については反対せざるを得ません。そういう点で、また同時に、この間、この情報システム管理費でいけば、平成27年度決算でも、社会保障・税番号システム整備委託料3,240万ほど。で、同時にその年に中間サーバー利用で370万ほど、多額な金が支出されてます。個人の情報が管理されるそのものもそうですが、それに伴っての町の支出も、これからも益々、これからもそうでありましたけれども、これからもやっぱり多額な費用が支出される。このことを認めるわけにいきませんので、反対の討論とします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

ありません。

では、討論を終わります。

それでは、採決を行います。

これから、議案第47号 平成29年度只見町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

その採決は起立によって行います。

議案第47号 平成29年度只見町一般会計補正予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで、3時半まで休議いたします。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時30分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を開きます。

先ほどの答弁の残りの分を、町民生活課長よりお願いします。

町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 先ほど山岸議員からの質問がありまして、答えられなかった分についてお答えさせていただきたいと思います。登録件数ですが、今現在、456件の登録がございます。発行から更新につきましてですが、20歳未満の方につきましては5年。5回目の誕生日までと。で、それ以上の方につきましては10年。10回目の誕生日までに更新をしていただくということになっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、改めて申し上げますけれども、説明、質問、簡略に的確にお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第48号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第48号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,596万1,000円とする内容となっております。

それでは、まず、収入としまして5ページをお開きいただきたいと思います。町長の議案、提案理由の説明の中でもございましたが、今年度、保険税率の改定がなく、据え置きということで補正を組んでおります。今回、本算定によりまして、被保険者数や所得等の最新の数字で補正を入れまして、その結果、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれ増額となりまして、合計で835万5,000円の増となっております。続いて、退職被保険者分につきましても同様に、合計で33万6,000円というような内容となっております。続いて、国庫負担金ですが、高額医療費共同事業負担金については、今年度につきましても増額の通知をいただきまして、それに基づいての補正ということで10万5,000円を増額しております。次ページの県負担金の高額医療費共同事業負担金につきましても同様でございます。繰入金についてですが、出産育児一時金と繰入金について、一般会計のほうでも申し上げましたが、今年度、2件の追加を見込んでおりまして56万円の増。基金繰入金につきましても、保険税見込み額の増額に伴いまして調整をさせていただいております。一般分として835万5,000円。退職分として33万6,000円のそれぞれの減ということで、当初、基金繰入金でみておりました1,700万につきましても、特定健康診査事業費分として200万円。財政不足分として1,500万円の内訳でございます。

た。今回の繰入金のマイナスについては財政不足分の1,500万円のほうから差し引かせていただいて、財源不足分としましては630万9,000円の基金での繰入になる予定でございます。繰越金につきましては、出納閉鎖に伴います剰余金として27万9,000円の増。雑入については端数調整分の減ということで8万8,000円の減となっております。

続いて、7ページの歳出でございますが、出産育児一時金の2名分として84万円の増。高額医療費拠出金については国保連合会の負担金ということで、今年度の納付額の確定による増ということで42万1,000円の増となります。予備費30万円の減ということで調整をさせていただきました。

それでは、先ほどお配りさせていただきました資料に基づきまして、そちらのほうの説明をさせていただきたいと思っております。まず最初に、保健福祉課のほうの資料となっておりますが、前半のほうが保健福祉課の分で、後半が町民生活課の分ということで一緒に綴っております。議員の皆様方にはすでにご承知の内容とは存じますが、確認の意味も含めまして、現在の国保事業の状況を申し上げさせていただきます。

まず最初の表紙の分ですが、只見町国民健康保険事業の状況ということで、こちらについては被保険者数や国保税の税収が減少しておりますが、軽減世帯は増加しており、被保険者も高齢化が進んでおる状況でございます。それに加えて、一人当たりの医療費が毎年増加している状況でございます。中ほどに記載しています年齢別の負担分につきましては、各年代とも医療保険分と後期高齢者支援分を負担いただいております。40歳から64歳につきましては介護保険分も納付いただいている、国保税に含まれて納付いただいている状況となっております。一番下の枠内には、この会計は特別会計であります。加入者の医療費の支出状況に応じまして歳出が変動しますので、それに見合った歳入を確保する必要がありますので、保険税収入が少ないからといって、なかなか歳出の抑制には繋がらないというような特性がございます。

次に、めくっていただきまして、資料ナンバー1のほうになりますが、こちらは国保の療養給付費等の推移でございます。左上の給付費と、療養給付費・医療費の一般分と退職分でございますが、被保険者数の減少の割には一般分はほぼ横ばいで、退職分は減少している状況でございます。その下の高額療養費の一般分と退職分ではありますが、近年は増加の傾向にございます。そのほかにつきましては、ご覧のような傾向となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、資料2にまいりまして、国保の給付費支援準備基金の状況であります。左上になりますが、平成26年度から28年度の基金の介護納付金の額になりますが、こちらが3ヵ年で12億6,300万円ほどの金額となります。これの4分の1の額が1億500万円ほどとなりまして、これが本来、保有すべき基準となる基金の額となります。それに対しまして、実際の基金の状況であります。平成27年度末の保有額が7,900万円ほどでありまして、平成28年度積立額や取り崩し額、前期高齢者交付金の精算額を繰り入れますと、平成28年度末の保有見込額が9,700万円ほどとなりまして、基準となるべき基金に対し、マイナスの800万円ほどとなる見込みでございます。次に、右下の郡内の状況でございますが、4町村の基金の一人当たり保有額を比較しております。桜枝岐村が飛びぬけておりますが、南会津町や下郷町に比べますと、保有額としては多く、推奨される基準に近い状況でございます。ちなみに昨年は7万1,000円ほどございました。

次に、資料3のほうをご覧くださいと思います。こちらについては国保給付費支払準備基金の数値になりますのでご覧くださいと思います。

次に、資料4のほうでございますが、こちらは前期高齢者交付金の精算の収支をご覧くださいただけるようになっております。まず上の枠につきましては、当年度分の概算の前期高齢者交付金の算出内訳になっておりまして、中段のところが前前年度分の前期高齢者交付金の精算内訳となっております。下の枠内については、当年度の前期高齢者交付金額となっております。平成28年度に精算されました1,935万7,762円につきましては、中段の平成26年度の前期高齢者交付金1億5,929万2,912円から、上段の平成26年度前期高齢者交付金額1億3,993万5,150円を差し引いた分が今回、精算額として発生するようになっております。

次に、資料5につきましては、最初のページが医療費と支援金分の郡内の国保税額の推移でございまして、次のページが介護給付費分の推移となっております。

資料6につきましては、只見町の国保財政の現状となりますのでご覧くださいと思います。

保健福祉課の説明、以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） それでは、町民生活課のほうから、税の算定についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料ナンバー7をご覧くださいと思います。まずあの、上の段の表に、基数調査日については5月31日付です。で、基準日は4月1日付で、世帯数が706世帯。被保険者数1,100人ということで税額の算定をさせていただきました。下の表、29年、28年度比較のある表をご覧くださいと思います。所得割の欄で、所得が6億3,608万4,690円。28年度と比べまして、2,892万3,000円ほど伸びてございます。均等割につきましては税額は同じでございますが、人数については14人。平等割の世帯については5世帯の減ということで、それに基づいて総算定額が8,904万6,793円ということになってございます。そこから低所得者の減税相当額、またあの、課税限度額を超える部分、端数の調整をさせていただいて、現年度の課税総額、これが調定額になるわけなんです。が、7,374万9,400円ということで、前年度と比較しまして35万300円。一人当たりになりますと1,157円、1世帯当たりですと1,227円の増ということになってございます。これにつきましては先ほど申しましたように、所得が前年度から伸びているということで、一人あたりの平均ですと3万3,000円ほど伸びているということになってございます。

次ページをご覧くださいと思います。縦の表になります。今ほど申し上げました算定に用いる総額ですが、所得割に対して7.1パーセント、均等割につきましては一人当たり2万7,200円。平等割につきましては2万1,000円等を世帯数にかけまして算出しております。で、そこから低所得者の減税相当額、低所得者軽減、7割・5割・2割軽減。それに加えまして単身軽減の2分の1と4分の1軽減を引いたものがこのような世帯数によって軽減をされているということをご覧くださいと思います。で、課税限度額54万円を超過する世帯につきましては10世帯ございまして、389万円ほどが減額されると。端数については2万9,970円ということになって、先ほど申しましたとおり7,370万9,400円ということが課税総額になってございます。そこから月割り、月の途中とか、年の途中で移動ある場合、また収納率等をかけまして、今回の補正の基礎となる金額7,010万6,000円という収納見込み額を算出させていただきました。以下あの、一人あたりの課税額等につきましては、先ほど申しましたものと同額となってございます。

次のページにつきましては、後期高齢支援分となってございまして、考え方は同じでございます。数字的なものも世帯数等が若干、変更になっている部分がございますが、基本的には同じでございます。

次のページ、資料ナンバー9につきましては、医療分と支援金分を合算した表になってございますのでご覧いただきたいと思っております。合算しますと、下の表ですが、1世帯当たりの課税額が11万9,541円ということで、前年度と比べまして1,461円、1.24パーセントの増となっております。

次ページにつきましても、先ほど申し上げたものと同様でございます。考え方は同じでございます。

次のページの資料ナンバー10につきましては、医療分と支援金分の所得別の試算例ということになってございます。今年度につきましては、税額、税率の変更がないということで、増減については全てゼロということになってございますが、後程あの、専決のほうでお願いをしております専決予算、専決をさせていただきました軽減の基準額の関係で、今まで26万5,000円だったものが27万円。48万円だったものが49万円ということで、軽減の算定となる所得が拡充されているということで、若干、6世帯ほどになりますが、軽減に該当する世帯が増えているということになってございます。介護納付金分につきましても、考え方は同様となりますので、これにつきましては後程ご覧をいただければと思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） まずですね、この低所得者減税に対する考え方ですけども、この、去年の6月でも質問いたしましたけれども、政府は1,700億円、来年度からの国保の広域化に向けて、全国からの、その国保税高い、もっと国が支援しろということで、（聞き取り不能）3,400億円。今年度まで1,700億円、低所得者軽減策として、それぞれの保険者の数だとか基準があって、この低所得者減税をするというような方針になってました。で、去年の質問の時には、たぶん、380万円ほどその金額がきてるといような、前の、あれは福祉課長の答弁だったと思うんですが、今回の予算算定にあたって、それに該当する金額はいくらになるのか。まずそれが1点。

それから、この低所得者軽減相当の中での均等割についてですが、これは赤ちゃんから高校生まで含めて、その収入のない子供さん、こういう方の均等割の扱いはどうなっているのか、それを示してください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 今ほど、山岸議員が質問いただきました低所得者対策の関係の国の予算で約1,700億円の関係でございますが、それにつきましては、資料のナンバー6のほうをご覧いただきたいと思います。只見町国保財政の現状というところでございます。そこの左側の、この四角で囲ってあります下から二つ目、低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援ということで、保険者支援制度から、28年度の決算見込みベースでいきますと、853万3,000円ほどとなっております。そのうち国のほうからは2分の1ということになっておりますので、426万6,000円ほどの金額になろうかと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 均等割のお尋ねでございますが、均等割につきましては、一人2万7,200円ということで、低所得世帯に該当しない場合にはこの額が課税されるということになると思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） もう一度確認ですが、そうすると、親が課税対象所得の、課税対象なら収入があるわけで、課税対象の収入ある親の場合は、子供も全て均等割も課されると、減額措置なしで、均等割で、この医療給付費分でいけば、均等割、一人2万7,200円。これが、赤ちゃんであっても、中学生であっても、高校生であっても、人頭割で2万7,200円。これは賦課されるということの理解でよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） はい、そのとおりでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質問ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論あります。

〔「11番、討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

国民健康保険税条例。この案に反対であります。私は3月の議会の中でも、この基金1,700万。そのままにして、2年間、税率は据え置き、今回も税率3年据え置きの制度で努力されているのはわかりますけれども、私は基金が元々、町民が納めた税金であります。これは、やっぱり、町民にその税金を還付してあげることが第一というふうに考えますし、元々、この国民健康保険制度のあり方そのものが、共済組合や、協会健保や、そういうところと違って、収入の少ない人が加入している制度であります。そういう点では、国・県・町が、そこに財政投資をして、生活の苦しい人を助ける。この社会保障制度をどう確立していくかということに最大の問題があるかと思っております。で、この間の流れでいきますと、国が医療費への充当から給付費に制度を変えて、国・県の、ここ、町への国保会計のお金をおろすのが少なくなってきました。で、その分、町が財政を賄うか、あるいは本人に賦課するのかと。ここに一番、最大の今、国保税の中身での問題があります。で、先ほど質問いたしましたように、政府の1,700億円の（聞き取り不能）によって、先ほどの答弁では約420万円の低所得者軽減のお金が町に入ってるわけです。まあ、そういう意味では、最初にこの計算を、全体の計算をですね、税率を据え置いて、所得が前年よりも増えたから、それに合わせて全体をやる。基金の繰入で調整するという計算じゃなくて、私はこの国の、全国的に見れば、この1,700億円を活用して、先ほども言いましたように、只見町で420万国から補助があると。これを活用して、国保税の軽減措置とってる自治体が、この間は増えているのがこの2・3年の傾向であります。そういう意味では、私は基金の活用。そしてこの国の420万円の低所得者軽減対策。こういうお金も活用して、この国保税の減額。これを求める立場であります。そういう点からこの間も、3月の時にもそういうような趣旨の発言をしました。で、今回、残念ながら、こういう、まあ、値上げしないところは認められますが、私は減額してほしいというのが立場でありますので、残念ながら反対せざるを得ない。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論がなければ、これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第48号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[起立多数]

○議長(齋藤邦夫君) 起立多数です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長(齋藤邦夫君) 続いて、日程第4、議案第49号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(馬場博美君) それでは、議案第49号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ592万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,792万4,000円とする内容でございます。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますが、基金の繰入金としまして国民健康保険診療所運営基金からの繰入金として、職員の人件費分500万円を繰入をお願いしております。繰越金につきましては、出納閉鎖の結果の剰余金92万4,000円となります。

次の6ページ、歳出でございますが、診療所費の医科管理費については職員の給料関係になります。こちらも一般会計のほうで申し上げましたが、在宅介護支援センター費のほうか

ら作業療法士1名分をこちらのほうに振り替えております。作業療法士につきましては、今のところ週1回ですが、訪問リハビリテーションということで、訪問して実施、作業を実施しているところでございます。予備費64万1,000円で調整をさせていただきました。

7ページにつきましては、給与費明細書になりますのでご覧いただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第49号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、議案第50号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第50号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,512万8,000円とする内容でございます。

それでは、最初に、6ページのほうの歳出のほうをご覧いただきたいと思います。保険料の還付金、還付加算金関係についてですが、後期高齢者の保険料の変更の見込みが発生したことから、還付金と加算金のほうをそれぞれ9万7,000円と2万円ということで計上させていただきます。

で、5ページのほうにお戻りいただきたいと思いますが、歳入としましては、まずあの、繰越金については出納閉鎖による剰余金として1万1,000円。諸収入としまして、保険料の還付金、還付加算金については広域連合のほうからの収入となりますが、先ほど歳出で見込んでおります変更分の同額が収入として見込まれる予定でございます。諸収入の雑入については4,000円のマイナスです。

6ページの予備費のほうになりますが、1万1,000円の増額で調整をさせていただきます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第50号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第51号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） それでは、議案第51号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,807万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,807万4,000円とする内容となっております。

それでは、5ページの歳入をご覧いただきたいと思います。繰越金としまして、出納閉鎖による剰余金ということで、1,807万4,000円の増となっております。

で、次ページの6ページですが、歳出で、のところの償還金でございますが、介護給付費の国庫負担金の返還金から、地域支援事業費県費交付金返還金まで、精算によります見込額の支出ということで1,714万1,000円ほど計上させていただいております。今後、この数値については、これから確定しますので、確定時点では多少変更となる場合もございますので、その場合には改めてご提案させていただきたいと思います。続いて、予備費93万1,000円で調整をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第51号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第52号 平成29年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（渡部信安君） それでは、議案第52号 平成29年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,114万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,314万4,000円とするものでございます。

地方債の補正について。第2条。これ、後程ご覧いただきたいと思えます。

6ページをご覧いただきたいと思えます。歳入の補正でございますが、簡易水道事業整備事業が要望額100に対しまして前倒しで50パーセント増でいただいておりますので、簡易水道の補助金が増えてございます。それに対するその他の補正でございます。

7ページ、歳出をご覧いただきたいと思えます。目の維持費の15の工事請負費321万9,000円。これにつきましては宮渕地区の仮設機材の撤去工事でございますが、これについても補助対象ということで予算をいただきましたので、施設整備のほうに組み換えさせていただきます。中段の施設整備費をご覧いただきたいと思えます。13の委託費1

43万5,000円につきましては前倒しですので、倉谷地区、不動堂地区がもうすでに管路が埋設になって20年経っておりまして、年間2から3・4の漏水がありまして、非常に受益者の方に迷惑をおかけしておりますので、その管路延長1,450メートルの測量設計委託料を計上しております。その下の工事請負費につきましては4,288万7,000円でございますが、これは先ほど組み換えさせていただいた宮渕地区の浄化水水槽の仮設撤去費を合わせまして1,000メートルの不動堂の排水管の敷設替え工事を実施しようというものでございます。これにつきましては白沢地区の、念願であった白沢地区の只見簡水への編入を見据えた工事内容となっております。予備費4万1,000円をもって調整させていただいております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 7ページの維持費、工事請負費ですが、宮渕の浄水場の仮設の撤去の工事の中で、舗装という言葉が出てきたというふうに思うんですが、あの1.5キロくらい、歳時記会館から宮渕まで水道の敷設替え、新しく引いたわけですけども、その歩道の分がほとんどで、旧宮渕の郵便局前から、宮渕の元の水道のところまでは、国道を掘削して、そこを埋設してあるわけだけども、県の方から補助、何パーセントくらい出る。補助率。黒谷入の分は別として、宮渕分の、その舗装されることによって、ほとんど歩道をやられると思うんだけど、国道を掘って、そのところ、まあ、舗装されるということですが、補助率がなんぼだということだけ聞いておきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（渡部信安君） （マイクなし 聞き取り不能）…分の1となっております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第52号 平成29年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（齋藤邦夫君） 続きまして、日程第8、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例から順次、担当課長から説明を求めます。

明快にひとつ、適切に説明をお願いいたします。

町民生活課長。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） それでは、報告第1号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記について、別紙のとおり専決処分をさせていただきましたので、同乗第2項の規定により報告をさせていただきます。

まず専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） それでは、ご説明をさせていただきます。

今般、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令が交付されたことに伴いまして、その法律の改正に合わせて所要の改正を行ったものでございます。で、多岐にわたりますので、

資料のほうを使って説明をさせていただきたいと思います。まず第33条ですが、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、申告書に記載された事項、その他の事案を事情を勘案しまして課税方式を決定できるということが明確化されたものでございます。次の第34条の9でございますが、上記の33条の改正に伴いまして所要の規定を整備させていただいております。48条と50条につきましては、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備及び字句の整理を行っております。第61条につきましては震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定をさせていただいております。61条の2でございますが、わがまち特例の割合を定める規定の整備でございます、それぞれ2分の1とさせていただくものでございます。63条の2でございますが、居住用の超高層建築物に係る税額の按分方法につきまして、現行の区分所要に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定の整備をされたところでございます。63条の3につきましては、被災市街地区復興推進地域に定められた場合には、震災発生後4年度分に限り、申出によりまして従前の共用土地に係る按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定でございます。74条の2につきましても同様に4年度分に限って特例を適用するということになってございます。続きまして、附則の第5条になりますが、控除対象配偶者の定義の変更に伴いまして、控除対象配偶者を同一生計配偶者というふうに改正をするものでございます。附則第8条につきましては肉用牛の売却による事業所得について、課税の特例を3年間延長するものでございます。附則第10条と裏面になります第10条の2につきましては、法律の改正、項番号の変更がございましたので、それに合わせて改正をさせていただいております。附則の第10条の3につきましては、耐震改修を行った認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出していただく申告書の記載事項等について規定を整備されております。附則の第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例、軽減課税ですね、これについて適用年限を2年延長するものでございます。改正によりまして平成31年の3月31取得分まで適用されるということになってございます。16条の2でございますが、16条の改正に伴いまして賦課徴収の特例について規定の整備をされております。16条の3につきましては特定配当等に係る所得について、これも申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して課税方式を決定できるというものでございます。附則の第17条の2につきましては優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得に係る課税の特例について、これも適用

年限を3年間延長するものでございます。附則第20条の2につきましては、これも申告書に基づいて課税方式を決定できることを明確化をされているものです。20条の3についても同様でございます。附則につきましては、施行期日は平成29年4月1日で、2条、3条につきましては、それぞれの税に関する経過措置を規定させていただいております。第5条と第6条につきましては、平成26年と28年に税条例の一部改正する条例。これは平成31年10月1日の施行予定の改正条例であります。この中の文言、字句の整理を行った内容でございます。専決第1号につきましては以上となります。

続きまして、専決第2号 只見町税特別措置条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、減収補てん制度を規定する政省令の改正によりまして、平成29年3月31日にその期限が到来するものについて、所要の改正、期限の延長を行うものでございます。第3条につきましては過疎地域における課税免除。過疎法に該当するものを31年の3月31日に延長するものです。第4条につきましては集積区域における課税免除。これ、企業立地促進法に該当するものでございますが、これについては30年の3月31日。第5条につきましては産業振興施策促進区域における不均一課税。山村振興法に該当するものでございますが、これについても平成31年3月31日に改めるものでございます。施行期日については平成29年4月1日となっております。

引き続き、専決第3号 只見町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても先ほどの専決第2号と同様に、減収補てん制度を規定する政令の改正に伴う期限の延長ということで、第2条におきまして平成29年3月31日、福島復興再生特別措置法第74条または第50条の規定により読み替えて適用する場合にあっては、平成33年3月31日を規定されておりますけれども、全て33年の3月31日まで延長する内容でございます。施行期日も同様に平成29年の4月1日から施行となっております。

続きまして、専決第4号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても地方税法の改正に伴いまして、減額措置に係る軽減判定の所得を拡充するというもので、先ほどの国民健康保険事業特別会計補正予算の中でも若干触れさせていただきましたが、軽減判定の基礎となる所得を、5割軽減につきましては26万5,000円から27万円。2割軽減につきましては48万円から49万円に改める内容でございます。施行期日につきましては平成29年の4月1日から施行するものでございます。で、適用区

分としまして、この改正につきましては平成29年度以降の国民健康保険税に適用させていただきまして、28年分までは従前どおりということで改正をさせていただきました。

以上です。

○総務課長（新國元久君）　続きまして、専決第5号　平成28年度只見町一般会計補正予算（第6号）についてご報告を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,838万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,200万7,000円とする内容でございます。

第1表が歳入歳出補正の表になってございます。

第2条といたしまして、繰越明許費の補正ということで第2表　繰越明許費補正になってございます。

地方債の補正でございますが、第3表　地方債補正ということになってございます。

内容でございますが、それでは事項別明細の前に7ページご覧をいただきたいと思っております。これが第2表　繰越明許費の補正であります。変更が1件、土木費でございます。追加が3件、総務費の関連でございます。

続きまして、8ページ。第3表ということで地方債補正をさせていただいております。公営住宅建設事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債の補正を行ってございます。

事項別明細によりまして内容のご説明を申し上げます。11ページご覧をいただきたいと思っております。歳入であります。町税。このページ、11ページございますが、これは平成28年度分。歳入の確定によりまして所要の補正を行わせていただいております。法人町民税等で現年課税分、増額と、200万円ほど増額となっております。たばこ税も100万円ほど増額となりました。12ページであります。入湯税。これについても同様でありまして、確定によりまして補正ということになります。地方譲与税につきましても同様であります。これもあの、譲与税額の確定によりまして補正をさせていただきました。自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税等であります。款の3、利子割交付金も同様であります。利子割交付金の額の確定によりまして補正を行わせていただきました。3万1,000円の減額ということであります。配当割交付金も同様であります。確定によりまして補正であります。株式等譲渡所得割交付金。これにつきましても同様であります。款の6、地方消費税交付金。これにつきましても確定によりまして90万2,000円の減額をさせていただきました。款の7、自

自動車取得税交付金。これにつきましても確定によりまして143万1,000円増額であります。続きまして、14ページ、一番上の地方交付税であります。今般は特別交付税の補正をさせていただきました。2億4,987万1,000円の増額となりました。これあの、確定値であります。普通交付税、最終的には23億5,456万円になりました。特別交付税につきましては、今回の分、合わせまして3億1,458万2,000円。昨年対比で申し上げ、27年ですね、27年対比で申し上げまして、5,669万8,000円。5,670万円ほど特別交付税増額となっております。その下の震災復興特別交付税。これも確定ですが、28年度、合計で2,058万9,000円となりました。これにつきましては前年対比で申し上げますと925万2,000円の減ということになってございます。款の10、交通安全対策特別交付金。これも確定によります減額。以下、款の11、分担金、負担金。老人福祉費負担金から児童福祉費負担金。続きまして、15ページのまちづくり事業の分担金も確定によります所要の補正でございます。款の12、使用料及び手数料。これにつきましても従前と同様でありまして、確定によります所要の補正をさせていただきました。16ページ。これも続きでありまして同様でございます。款の13、国庫支出金であります。これにつきましても28年度分確定によります補正をお願いをしております。以下、国庫支出金、同様でありまして、18ページの県支出金。款の14であります。これについても同様の内容でございます。県支出金、ずっときまして、21ページ、中段までございます。これも事業確定等によります所要の補正が全てでございます。15の財産収入。これにつきましても同様でありまして、様々、町財産の貸付。そして利子及び配当金の収入。これの確定によります補正でございます。22ページであります。財産収入。これにつきましても土地建物売払。そして不用品等の売払、物品の売払の収入。確定によります補正をさせていただいております。款の16、寄附金であります。これも同様であります。目の2、指定寄附金であります。自然首都・只見応援寄附金。今般、最終的に100万4,000円ほど増額をさせていただきまして、トータル、28年度であります。1,083万6,000円ほどということになってございます。17基金繰入金であります。基金下段の繰入金。最終的にこういったことで地域振興基金から高齢者等福祉基金。こういった額の繰り戻しで予算編成をさせていただいております。17の繰入金。特別会計の繰入金であります。こういったことで各特別会計との間の精算をさせていただいております。24ページであります。これにつきましても諸収入。ずっと雑入までそうであります。28年度、

確定の数字によります補正をさせていただきます。25ページの下段、町債につきましても最終的な町債の額、総務債、土木債。そして26ページの消防債。こういった数字での最終の確定をさせていただきます。

続きまして、27ページからの歳出であります。特別会計、基本的には概ね、不用残の減額ということで対応させていただいております。まず款の1、議会費であります。報酬、需用費、委託料。そして負担金、補助及び交付金につきましては不用額の補正を、減額補正をさせていただきます。

款の2、総務費であります。項の1、総務管理費。1の一般管理費であります。報酬につきましては非常勤職員の報酬と執行後の不用残。こういった形で精算をさせていただきます。給料につきましても同様であります。特別職の給料。これはあの、副町長分でございますが、昨年度、12月で一旦、補正をさせていただきました。その後の分、減額をさせていただきます。28ページ、職員手当から需用費、役務費等々、一般管理費の負担金、補助及び交付金まで、全て事業の終了に伴います不用額の減額をお願いをさせていただきます。目の3、財政管理費であります。これにつきましても同様で、不用残額の減額をさせていただきます。その下、目の5、財産管理費。これにつきましても旅費、役務費。そして30ページの委託料、原材料費であります。不用残の減額。こういった形で処理をさせていただきます。

○総合政策課長（星 一君） 6目、総合政策費でございます。2節の給料から最下段、負担金、補助及び交付金まで、全て確定による減額でございます。31ページにまいりまして、7目のユネスコエコパーク推進費。こちらも賃金から19の負担金、補助及び交付金まで事業確定による減額でございます。8目、ブナセンター費でございます。共済費から32ページの原材料費に係るまで、全て、事業確定による減額ということでございます。

○総務課長（新國元久君） 32ページ、中段からの情報システム管理費であります。これにつきましても28年度予算執行の確定によります不用額の減額補正をさせていただきます。需用費から備品購入費まで、そういった内容でありますのでよろしくお願いをいたします。

○教育次長（増田 功君） 目の10、分庁舎管理費でございますが、この教育委員会と議会の入っている庁舎に関するものでございます。報酬から需用費、委託料、使用料及び賃借料につきまして、確定による減額でございます。よろしくお願いいたします。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 11目、只見振興センター費です。下段から、賃金、需用費、燃料費。事業実績による減額です。委託料、出会いの場づくり事業委託料はイベント2回ありまして、こちらのほうも事業実績による減額です。国道289号視察ツアー業務委託料については1泊2日ツアー中止になったため、そのための減額です。バス借上料につきましては生涯学習活動バス等の借上料の減額です。工事請負費。地盤改良工事、建築主体工事、電気設備工事。合わせまして1,997万円ほどの減額になっています。備品購入費ですけれども、管理用備品費と事務用備品費の減額です。19節、負担金、補助及び交付金ですけれども、地域づくり委員会の補助金。実績による減額です。

○総務課長（新國元久君） 目の12、朝日振興センター費であります。この目も同様でありまして、報酬、賃金、報償費。そして35ページの旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料につきまして、年度末を過ぎましての不用残の減額をお願いをしております。

○明和振興センター長（横田雅則君） 続きまして、明和振興センター費ですが、賃金から負担金、補助金まで。こちらのほうも事業確定による不用残の減額でございます。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 続きまして、14目、交通安全対策費につきましても事業確定に伴う減額となっております。

○総務課長（新國元久君） 36ページ、中段の財政調整基金費であります。利子収入の積立、2,000円の増額を補正をお願いをしております。

続きまして、目16、諸費でございますが、2億100万4,000円の増額補正をお願いをしております。これにつきましては、まず、積立金であります。まず一つ目、自然首都・只見応援基金積立金ということで、歳入にございました指定寄附金ということで、歳入で104万円ございます。これを受けまして、基金に積み立てをしたい104万円。100万4,000円あります。すみません。その下、JR只見線ゆめ基金積立金であります。2億円お願いをいたしました。これあの、平成29年3月、この基金条例、可決をいただきまして条例設置をいたしております。後年度の只見線に備えましての積立金2億を予算化をさせていただいております。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 続きまして、徴税费でございます。徴税総務費、賦課徴収費。それぞれ、全て減額ということで事業確定に伴う不用残を補正させていただいております。

戸籍住民基本台帳費につきましても、人件費及び需用費につきまして減額補正をさせてい

ただいております。

○総務課長（新國元久君） 38ページ、中段の選挙費であります。目は二つございます。選挙管理委員会費。そして、選挙啓発費であります。それぞれ不用残の減額をお願いをいたしました。

39ページの監査委員費であります。これにつきましても需要費1,000円の減額補正をお願いをいたしました。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして民生費でございます。まず社会福祉総務費につきましては、職員手当、賃金、役務費関係。実績による減額となっております。補助金につきましては社会福祉協議会の補助金132万6,000円の減額。これも社会福祉協議会のほうの事業が確定したことからの減額です。福祉施設等育成導入促進補助金につきましては、桜の丘みらいの固定資産税分。あと桜の丘みらい、和みの里、只見ホーム、あさくさホームの除雪費の補助ということで実施しております。その事業確定したことからの減額となっております。扶助費につきましては、除雪支援事業給付費25万1,000円ほど不足が発生したため増額をさせていただきました。実績としましては除雪支援対象者として271件。高齢者等の住宅屋根除雪として43件ございました。臨時福祉給付金につきましては、当初、概算で多めに給付を受けていた関係から、実績によりまして201万9,000円ほどの減となっております。繰出金につきましては国保事業特別会計のほうへ職員給与費分ということで5万1,000円を増額させていただいております。老人福祉費のほうですが、報償費については百歳賀寿分。当初、二人を見込んでおりましたが、1名の方、途中で亡くなられてしまいましたので、その方の分の減となっております。40ページにまいりまして、委託料関係についても事業の実績によりまして減となります。使用料、負担金につきましてもそれぞれ、補助金ですね、につきましても、それぞれ、実績によりまして減となります。扶助費の老人福祉施設措置費94万1,000円につきましても、これは他町村の施設のほうに町民の方が入所されている場合の措置費の支援分ということで、こちらの実績によりまして94万1,000円の減額です。積立金につきましても実績により減額となっております。障がい者福祉費につきまして、委託料についても、各事業委託関係の実績によりまして減額となります。41ページのほうにつきましても同様でございます。で、負担金、補助金につきましては、それぞれ不足が生じたために、両方で3万4,000円を増額をさせていただきました。扶助費につきましては実績によりまして減額で、自立支援医療費給付費につ

いては若干不足が発生したために増額させていただいております。42ページのほうにつきましても同様でございますが、訓練等給付費、共同生活援助分ですが、こちらは対象人数が増えたために増額ということになっております。療養介護医療費の食事分につきましても、1名の方が増ということで22万8,000円ほど増額になっております。そのほか、相談支援給付費についても6万3,000円の増ということでございまして、一番下段の障がい者福祉サービス費。重度訪問介護分ですが、新規利用者2名増ということで66万1,000円ほどの増となっております。続いて、43ページの償還金のほうについてですが、実績によりまして多少の増額と減額ということでご覧のとおりになっております。続いて、老人保健費のほうについてですが、負担金、繰出金等、事業実績によりまして計上させていただいております。訪問看護ステーションの特別会計繰出金、運営費のほうは176万9,000円ほど増額をさせていただいております。在宅介護支援センター費ですが、こちらの運営の委託料として720万ほどの減額ということで実績によりまして。続いて、介護保険費ですが、非常勤職員報酬17万1,000円。実績により減額です。続いて、44ページのほうになりまして、地域包括支援センター運営協議会の委員の報酬も実績により減額になります。役務費から補助金、繰出金関係も実績での減となります。社会福祉活動センター費については、除雪冬囲い賃金、修繕料とも実績がございませんでしたので全額の減額です。委託料と次ページのテレビの視聴料についても実績による減額となります。

民生費の児童福祉総務費のほうになります。報酬から扶助費関係について、事業実績による減となっております。子宝祝金につきましてもは一般質問の中でもございましたが、昨年度310万円ほど支出してございまして、その不用分として40万円の減額となっております。続いて、46ページ、母子福祉費ですが、委託料、扶助費とも実績により減額となります。続いて、只見保育所費ですが、職員の給料関係から各行事の報償費関係、委託料まで、事業実績によりまして減額となっております。朝日保育所費の報酬についてですが、非常勤の職員の報酬ということで、嘱託職員の1名分が不用残として残ってしまいました。これについては最終ではなく、もう少し当初の補正の段階で計上できるものと思っておりますので、今年度はこのようなことがないように取り組んでまいりたいと思っております。以下、職員手当、共済費、賃金関係。実績による減となりまして、47ページのほうも同様でございます。明和保育所費については、報酬から需用費まで、次ページの上までございまして、そちらのほうで実績による減となっております。

続いて、衛生費の保健衛生総務費でございますが、こちら職員の給与関係。あと委託料、扶助費、繰出金関係も実績によります減額となっております。49ページの公債費まで同様でございます。

○環境整備課長（渡部信安君） 50ページ下段、環境衛生費の報酬から51ページ、役務費までは事業実施による減額でございます。

以上です。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして、49ページの中段といたしますか、予防費でございますが、報償費から旅費、需用費、委託料と、それぞれ各種事業を実施しまして、その不用残ということで計上させていただいております。次ページ、50ページの中段まで委託料は続いております。使用料、備品関係につきましても、から負担金、扶助費についても同様でございます。

すみませんでした。51ページの中段でございますが、保健事業費についてです。報酬から報償費、旅費、需用費、役務費。次ページにいきまして委託料、使用料関係、補助金関係とも、事業確定によります不用残ということで計上させていただいております。保健センター費についてですが、除雪賃金関係は使用しておりませんので不用残と。あと需用費関係、委託料関係、使用料及び賃借料、備品購入費関係につきまして、それぞれ不用残ということで計上させていただいております。尚、備品購入につきましては、昨年度、脱衣室のエアコン1台、加湿器1台、脱衣室用のロビーチェア2台で、あと棚を1台購入させていただきまして、その請け差として9万5,000円の減となっております。

○議長（齋藤邦夫君） 衛生費。

担当、わがねえのが。

○観光商工課長（渡部公三君） 失礼しました。53ページ、労働費であります。事業確定によります不用残の整理でございます。

○農林振興課長（渡部高博君） 53ページ、農林水産業費、農業費であります。1目、農業委員会費、旅費につきましては不用額の減であります。2目、農業総務費。これにつきましても職員手当から需用費まで、不用残の減であります。一番最下段、3目、農業振興費、7節、賃金から、次ページ、54ページ、19負担金、補助及び交付金まで、事業費確定による減であります。

○観光商工課長（渡部公三君） 続いて、4目の山村振興費であります。交流施設特別会計

の繰出しの確定によります減額でございます。

- 農林振興課長（渡部高博君） 55ページ、中段なんです、畜産業費、需用費ですが、不用残による減であります。6目、農地費なんです、旅費から負担金、補助及び交付金まで、事業確定による減であります。次ページ、56ページ…

〔発言する者あり〕

- 農林振興課長（渡部高博君） すみません。7目、農業機械費、賃金から14番、使用料及び賃借料まで、事業確定による減であります。

- 環境整備課長（渡部信安君） 56ページ、8目の国土調査費ですが、これは事業確定による不用残でございます。

- 農林振興課長（渡部高博君） 56ページ、最下段、林業総務費なんです、報酬から負担金、補助及び交付金まで、事業確定によります減であります。57ページ、林業振興費、委託料なんです、事業確定による減であります。3目、林道費、共済費から需用費まで同じく事業確定による減であります。

最下段、水産業費であります、旅費から委託料まで、事業確定による減であります。

- 観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、商工費。58ページからでございますが、1目の商工総務費。続いて、2目の商工振興費。3観光費、4ふるさと交流費、5の観光施設費まで、事務事業確定によります不用残の整理でございますが、尚、60ページの観光施設費の委託料につきましては観光施設指定管理料として、これは河井継之助記念館の除雪等の指定管理料が増えたことによります増額となっております。よろしく願いいたします。

- 環境整備課長（渡部信安君） 60ページ、款の土木費でございますが、職員手当から、次ページ、61ページ中段までの繰出金につきましては事業確定による減額でございます。

61ページの道路橋梁費。2目の道路維持費の旅費から、次のページ、62ページの22までにつきましては事業確定による減額でございます。3防雪費についても同じく事業確定による減額でございます。道路新設改良費、橋梁維持費についても工事確定による減額でございます。

62ページ下段、河川費。これについても同じく事業確定による減額でございます。

63ページの中段、住宅費につきましても、報償費から工事請負費まで、これについても工事確定による減額でございます。

一番下段、63ページが一番下段、まちづくり事業費。集会施設整備費。これにつきまし

ても工事確定により減額となっております。

以上でございます。

○町民生活課長兼会計管理者（増田栄助君） 続きまして、64ページ、消防費でございます。

1目、非常備消防総務費でございますが、非常勤職員報酬につきましては出動手当、搜索等がなかったということで430万円。大きな減額となっております。以下につきましては事業実績に基づきまして不用残を減額させていただいております。2の常備消防総務費につきましては、地方債と一般財源の財源補正でございます。3水防費につきましても除雪業務委託及び除雪機の借上等についても執行がありませんでしたので減額をさせていただきました。

以上です。

○教育次長（増田 功君） 65ページ、教育費でございますが、項の1、教育総務費。1の教育委員会費、目の1。そして、2目の事務局費につきましては事業確定による減額でございます。次ページ、66ページをご覧いただきたいと思います。続いて、職員手当。3の職員手当から14の使用料及び賃借料まで、事業の確定による減額でございます。67ページの19についても、雪椿会補助金につきましては補助金精算による確定でございます。3スクールバス運行費でございます。この委託料につきましては、スクールバス運転業務委託料については事業精算による減額でございます。5目、奥会津学習センター費につきまして、事業確定による減額でございます。委託料につきまして、奥会津学習センター指定管理料。こちらのほうは精算による減額になってございます。

続きまして、68ページ、小学校費。学校管理費、7の賃金から16の原材料費まで、事業確定による減額になってございます。2目の教育振興費、賃金から次ページの20の扶助費まで、事業確定による減額でございます。4目、69ページ、朝日小学校。事業確定による減額でございます。5目、明和小学校費。69ページから70ページまでにつきまして、事業確定による減額でございます。

70ページ、項の3、中学校費。目の1、学校管理費。7の賃金から備品購入費。18の備品購入費まで、確定による減額でございます。2目、教育振興費につきまして、7の賃金から19の71ページ、負担金、補助金及び交付金まで事業確定による減額でございます。中体連補助金につきましては3月までスキーの大会でございますので、ここで事業の確定による精算をいたしました。約、今年度は、28年度は657万5,145円の補助金になって

おります。

○議長（齋藤邦夫君） 時間を延長します。

○教育次長（増田 功君） その下、3目、只見中学校費につきましては事業確定による減額でございます。

71ページの中段、社会教育費。目の1、社会教育総務費。7の賃金から11の需用費まで、事業確定による減額でございます。72ページ、続いて、14使用料、19負担金、補助金につきましても確定による減額でございます。2目、文化財保護費。こちらのほう、1の報酬から、次ページ、14使用料及び賃借料まで、事業確定による減額でございます。73ページ、目の3、考古館費。7の賃金から14の使用料及び賃借料まで、事業確定による減額でございます。

74ページ、項の5、保健体育費。目の1、保健体育総務費。こちらのほうも負担金、補助金でございますが、補助金でございますが、事業の終了による、精算による減額でございます。2目、体育施設費。こちらのほうも事業終了による減額になっております。需用費、備品購入費でございます。目の3、給食センター費。7の賃金から次ページの、75ページの14の使用料及び賃借料まで、事業確定による減額となっております。よろしくお願いたします。

○農林振興課長（渡部高博君） 75ページ、災害復旧費。3目、林道過年災害復旧費につきましては事業確定による減額であります。

○総務課長（新國元久君） 款の12、公債費であります。目の1、元金であります。今般、68万5,000円の増額をさせていただきました。これにつきましては平成17年の借入れの起債であります。20年ものでありましたが、この利率見直しを行いました。2パーセントから0.1パーセントということであります。償還が元利均等なものですから、利子は下がりますが、元金は上がるということで今般、上がった分の元金をお願いする。そして、目の2、利子で長期債の償還利子887万減額をお願いしておりますが、このうちにそこに下がった利子分が含まれております。併せまして起債の前借等もございまして、若干、当初から長期債の償還利子、余裕はみておりますが、今般、887万の減額ということでお願いをしております。そのほか一時借入金の利子144万6,000円の減額をさせていただきました。

続きまして、76ページ、款の13予備費であります。4,625万7,000円で調

整をさせていただいております。

77ページ、給与費明細書になります。77ページは特別職の方の給与費明細。そして、次の78ページは一般職の給与費明細になっておりますのでご覧をいただきたいと思います。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きます、専決第6号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 申し上げますけれども、実績による減額については、特別なことない限りはもう、速やかに先に進めていただいて結構ですから。特別の説明だけしてください。

○保健福祉課長（馬場博美君） はい。

それでは、第1条としまして、歳入歳出予算の補正としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,224万7,000円とする内容でございます。

それでは、7ページをご覧いただきたいと思いますが、国民健康保険税でございますが、実績によりまして、後期高齢者の支援金分の滞納繰越分4万4,000円ほど増となっておりますが、そのほかは減額ということでご覧のとおりでございます。退職者医療関係も同様でございます。次ページに続きますも同様でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。9ページの財政調整交付金につきましては療養給付費、後期高齢者支援金分が増ということになってございます。特別調整交付金につきましても同様でございます。10ページ以降につきましても、それぞれ事業確定によるものでございますのでご覧いただきたいと思ひます。

13ページからが歳出になってございますが、それぞれ一般管理費、賦課徴収費、納税奨励費関係。次ページ以降につきましても事業確定によります専決予算となっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。15ページの保険給付費、高額療養費でございますが、負担金としまして322万3,000円の減額しております。これについては、4号補正の折に1,000万ほど増ということ増額をさせていただいたものでございまして、ガンの治療薬のオプジーボの高額な治療薬がございまして、それを使用されなくなったということから300万円ほどの減額となっております。以下はそれぞれ事業確定によります精算となりますのでよろしくお願ひしたいと思います。それから19ページの基金積立金でございますが、これにつきましては、国民健康保険給付費の支払い準備基金の積立金のほうから精算がございまして、1,900万円ほど基金のほうに積み立てさせていただいております。

以下は事業確定によりますものでございまして、21ページが給与費明細書になってございます。

続いて、専決第7号の平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）でございまして、歳入歳出予算の補正ということで第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,594万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,601万7,000円とする内容でございまして。

5ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、まず入院収入につきましては、延べ人数で4,150人。一日平均11.4人ということで実績によります診療報酬関係の金額を補正させていただいております。外来収入につきましては平日の受診者としましては、一日平均で74.7人、休日の受診者が一日平均で5.1人というような内容になってございまして、それに見合った補正額となっております。続いて、6ページの歯科外来収入につきましては一日平均22.7人ということで、それに見合った診療収入を計上させていただいております。で、診療収入の諸検査収入。6ページの下段になりますが、予防接種のほうの割合が伸びたということで324万7,000円ほどの増となっております。それから次ページにつきましては繰入金関係。7ページの下段になりますが、一般会計の繰入金の運営費のほう、1,700万ほどの減額をさせていただきまして、基金の繰入として国民健康保険診療所の運営基金のほうから運営費の不足分を200万繰入させていただいております。

9ページからが歳出になってございまして、それぞれ事業を実施したことからの精算となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

15ページが給与費明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

続いて、専決第8号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございまして、歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,414万6,000円とする内容でございまして。

歳入としましては、5ページからとなりますが、後期高齢者医療保険料関係から、6ページに続きまして、実績による補正となっております。諸収入の雑入につきましては、当初でみていました調停分の不用ということで47万円を減額して調整しております。

7ページからの歳出につきましては、事業実績によります補正ということで10ページまで続いておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

続いて、専決第9号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。第1条としまして、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,119万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億31万5,000円とする内容となっております。

第2条としまして、繰越明許費の補正を行っております。

4ページのほうの第2表で繰越明許費補正ということで介護保険システムの改修事業ということで48万6,000円ほど載せてあります。

歳入としましては、7ページからになってございますが、それぞれ事業実績によりましての補正となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

11ページからが歳出になっておりまして、こちらにも各種、いろんな事業関係を行っております、その実績によりましての補正ですのでご覧いただきたいと思っております。

22ページが給与費明細書となっておりますのでよろしく願いいたします。

続いて、専決第10号 平成28年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)でございますが、歳入歳出予算の補正としまして、第1条として、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,161万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,186万6,000円とする内容となっております。

まず5ページの収入でございますが、サービス収入関係、通所リハビリ関係。実績により増えておりまして、そのほか実績により減額となっているところでございます。次ページにつきまして、基金の繰入金の、中段の繰入金のところですが、基金の繰入金としまして、介護老人保健施設運営基金繰入金、事業分ですが、工事請負費、管理用備品としての実績として175万8,000円の減額となっております。

7ページからの歳出でございますが、実績により補正減となっておりますが、その中で施設整備費でございますが、修繕料については給湯用の膨張タンク、食器洗浄用の排気ファンのほう修繕しまして、その請け差によって31万3,000円の減ということになっております。工事請負費につきましてはナースコールの改修をしております、その請け差として162万1,000円の減となっております。管理用備品につきましては冷凍庫や脱衣室のエアコン等の請け差になっております。次ページ、8ページですが、あしながおじさん事業としましては、介護用ベッド1台を購入した請け差となっております。以下、それぞれ実績によつての補正となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

続いて、専決第11号 只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出予算の補正としまして、第1条として、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,228万7,000円とする内容でございます。

5ページからが歳入となりますが、医療報酬収入関係から事業実績によって、訪問看護療養費は減額、繰入金として運営費を特別会計のほうから、一般会計の繰入金として運営費を繰入させていただいております。

6ページからが歳出となっております、事業実施によりましての減額となっております。

8ページが給与費明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思います。

続いて、専決第12号 平成28年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ985万7,000円とする内容でございます、5ページのほうが歳入となりまして、サービス収入、繰入金、諸収入関係。実績によります補正でございます。

6ページからが歳出で、こちらもそれぞれの事業を取り組みました実績によります補正ということでご覧いただきたいと思います。

8ページが給与費明細書ですのでよろしく申し上げます。

○環境整備課長（渡部信安君） 専決第13号 平成28年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,066万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,849万5,000円とするものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。これが歳入となっております、使用料から手数料、繰入金、財産収入。これが確定による補正となっております。

次のページ、7ページご覧ください。これが歳出となっております、一般管理費、8ページの維持費、9ページの施設整備費、公債費。予備費7万1,000円をもって収支を合わせてございます。

10ページにつきましては給与明細ですので、後でご覧いただきたいと思います。

以上です。

○観光商工課長（渡部公三君） 専決第14号 平成28年度只見町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条としまして、歳入歳出総額からそれぞれ213万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,786万5,000円とする内容でございます。

ページをお開きいただきまして、歳入であります、歳入につきまして5ページであります。繰入金の確定によります歳出が6ページ以降になってございます。

以上でございます。

続きまして、専決第15号 平成28年度只見町交流施設特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条としまして、歳入歳出それぞれ643万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5,156万2,000円とする内容でございます。

ページをお開きいただきまして、歳入につきましては5ページに確定されたそれぞれの補正額が記載されてございます。

歳出につきましては6ページ以降、確定したものを減額補正をさせていただいております。

以上です。

○環境整備課長（渡部信安君） 専決第16号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正についてでございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ513万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,100万3,000円とするものでございます。

歳入については5ページをご覧くださいと思います。使用料、財産収入、繰入金。これは確定による補正でございます。

7ページ以降が、総務管理費、施設整備費の事業による補正となっております。

10ページにつきましては給与明細ですので、後でをご覧くださいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって、専決第1号から第16号までは報告済みといたします。

上着の着用を願います。



◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会をいたします。

尚、申し上げますけれども、明日の日程なんですが、本会議を10時半。そして、それ前に、全協。これはあの、当局のほうは関係ございませんので、10時から全員協議会。10時半から本会議というふうにしたいと思いますのでご了承をお願いしたいと思います。

それでは、延会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後5時19分)